

令和7年度 農業農村整備事業 補助及び融資制度



鳥取県農林水産部農業振興局
農地・水保全課

令和7年6月

令和7年度 農業農村整備事業補助及び融資制度 目次

補助率一覧表	- 1 -
国庫補助事業	- 5 -
1 農地中間管理機構関連農地整備事業	- 5 -
2 農業競争力強化農地整備事業	- 8 -
3 水利施設等保全高度化事業	- 11 -
4 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）	- 17 -
5 農地耕作条件改善事業	- 18 -
6 畑作等促進整備事業	- 20 -
7 農業水路等長寿命化・防災減災事業	- 21 -
8 農山漁村地域整備交付金	- 24 -
9 農村地域防災減災事業	- 34 -
10 土地改良施設突発事故復旧・防止事業	- 52 -
11 土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業	- 53 -
12 土地改良施設維持管理適正化事業	- 54 -
13 災害復旧事業	- 56 -
14 日本型直接支払制度	- 59 -
15 土地改良区機能強化支援事業	- 63 -
16 農村整備事業	- 63 -
17 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	- 67 -
県単独事業	- 70 -
1 しっかり守る農林基盤交付金	- 70 -
2 ため池防災減災対策推進事業	- 71 -
3 ため池監視システム導入推進事業	- 72 -
融資制度	- 73 -
参考資料	- 82 -
1 三法指定地域の現状	- 82 -
2 農業地域類型区分図	- 83 -
3 旧市町村図	- 84 -
4 特殊土壌地帯指定地域	- 85 -

令和7年度 補助率一覧表

負担率の（）は中山間地域の場合、＜＞は交付金で負担率を定めている場合

事業名				負担率(※1)				交付金 対応	備考	ページ 番号			
				国	県	市町村	地元						
農地中間 管理 事業 機構 連 農	農地整備事業	農業生産基盤整備事業		50 (55)	27.5 (27.5)	10 (10)	12.5 (7.5)		※2	5～7			
		農業生産基盤整備附帯事業		50 (55)	未定	未定	未定						
		営農環境整備事業		62.5									
		農業経営高度化支援事業		12.5 (7.5)				—	—		—		
		機構集積推進事業		定額	—	—			※9				
	実施計画等策 定事業	実施計画策定事業		62.5	18.75	18.75	—		※2				
		経営体育成促進換地等調整事業		定額	—	—			※3				
				定額	—	—			※9				
	農村環境計画策定事業				62.5	未定	未定	未定					
	農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	経営体育成型		50 (55)	28 (30)	10 (10)	12 (5)	○		※2	8～10	
中山間地域型			55	30	10	5		※2					
国営流域治水対策型			50 (55)	未定	未定	未定							
国営事業促進型			50 (55)										
農業経営 高度化支 援事業			高度土地利用 調整事業	指導事業	50 (55)	50 (45)	—	—		※2			
				調査・調整事業	50 (55)	25 (未定)	25 (未定)		※3				
			中心経営体農地集積促進事業		50 (55)	50 (45)	—	—		※2 県負担対象事業 費はハード事業におけ る地元負担相当額まで			
			耕作放棄地解消・集積促進事業		50 (55)	未定	未定	未定					
			水田貯留機能 指導事業		50 (55)								
			向上支援事業 調査・調整事業		50 (55)								
水田貯留機能向上推進事業		50 (55)											
実施計画等策 定事業		実施計画策定事業		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)		○					
		定額		—	—			※9					
		経営体育成促進換地等調整事業(団体営)		50 (55)	—	50 (45)							
		定額		—	—			※9					
農村環境計画策定事業(団体営)				50	未定	未定	未定						
農業基盤整備 促進事業		定率助成(県営)		50 (55) <50> <(55)>	未定 (未定) <27.5> <(未定)>	未定 (未定) <10> <(未定)>	未定 (未定) <12.5> <(未定)>	○	交付金負担率はストッ クマネジメント事業に限 る				
		定率助成(団体営)		50 (55)	14～25 (14～22.5)	25～36 (22.5～31)		○	※7				
		定額助成			補助金交付要綱別表3				※3				
		低コスト農地整備推進実証事業				定額	—	—	—				
水利施設等保 全 高 度 化 事 業	水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	ため池又は排水施設に係る事業		50	30	10	10	○	※2	11～16		
		上記以外に係る事業											
		農業用水再編対策型			50	25	10	15		※2			
		地域用水機能増進型											
		流域水質保全機能増進型											
		排水対策特別型											
		基幹水利施設保全型		50	29	14	7						
		水利施設集約再編型		50	未定	未定	未定						
		低炭素農業水利システム構築型		50 (55)	未定	未定	未定						
		洪水調節機能強化型		50	未定	未定	未定						
	農地集積促進型		50 (55)	27.5 (27.5)	10 (10)	12.5 (7.5)		※2					
	畑地帯 総合 整備 事業	畑地帯総合整備型	担い手育成対策	50 (55)	27.5 (27.5)	10 (10)	12.5 (7.5)	○	※2				
			担い手支援対策	50	27.5	10	12.5						
		畑地帯総合整備 中山間地域型	担い手育成対策	55	27.5	10	7.5						
			担い手支援対策	50	27.5	10	12.5						
		高収益作物導入促進型		50 (55)	未定	未定	未定						
		高収益作物転換型		50 (55)	未定	未定	未定						
		実施計画策定 事業	水利調整事業		50 (55)	未定	未定			未定			
			水利利用高度化推進事業		定額	—	—			—			定額はR7年度まで
	施設計画策定事業												
機能保全計画策定事業													
経営体育成促進事業(担い手育成農地集積事業)										17			

令和7年度 補助率一覧表

負担率の（）は中山間地域の場合、＜＞は交付金で負担率を定めている場合

事業名			負担率(※1)				交付金 対応	備考	ページ 番号
			国	県	市町村	地元			
農地耕作条件改善事業	共通メニュー	定額助成(※6)	定額	—	—	—			18～19
		定率助成	50 (55)	14～25 (14～22.5)	25～36 (22.5～31)			※3 ※7	
		定率助成(県営) ※農地中間管理機構関連農地整備事業と一体的に実施する水路等の付帯施設整備の場合。	50 (55)	40 (35)	10	0			
	高収益作物転換支援	定額助成(※6)	定額	—	—	—			
		定率助成	50 (55)	14～25 (14～22.5)	25～36 (22.5～31)			※3 ※7	
	スマート農業導入支援、病害虫対策、水田貯留機能向上支援、土地利用調整支援	定額助成(※6)	定額	—	—	—			
		定率助成	50 (55)	未定	未定	未定			
整備事業	畑作等促進	定額助成(※6)	定額	—	—	—			20
		定率助成	50 (55)	14～25 (14～22.5)	25～36 (22.5～31)			※3 ※7	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化対策	水利施設整備事業(県営)	50 (55)	未定	未定	未定			21～23
		水利施設整備事業(県営) ※農地中間管理機構関連農地整備事業と一体的に実施する水路等の付帯施設整備の場合。	50 (55)	40 (35)	10	0			
		水利施設整備事業(団体営)	50 (55)	14～25 (14～22.5)	25～36 (22.5～31)			※7	
		機能保全計画策定等、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額	—	—	—			
	防災減災対策(自然災害等対策)	ため池整備	県営事業	50 (55)	未定	未定	未定		
			団体営事業特認	50 (55)	25 (25)	25 (20)			
			団体営事業一般	50 (55)	5 (5)	45 (40)			
		ため池整備(安全施設単独整備)	県営事業	50 (55)	未定	未定	未定		
			団体営事業	50 (55)	25 (25)	25 (20)			
		農業用河川工作物応急対策	県営事業	50 (55)	未定	未定	未定		
			団体営事業	50 (55)	32 (32)	18 (13)			
		湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、水質保全対策、利活用保全	50 (55)	未定	未定	未定			
		機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査	定額	—	—	—			
	防災減災対策(危機管理対策)	県営事業	50 (55)	未定	未定	未定			
			定額	—	—	—		ため池対策に限る(R12年度まで)	
		団体営事業	50 (55)	0～25 (0～22.5)	25～50 (22.5～45)				
			定額	—	—	—		ため池対策に限る(R12年度まで)	
	防災減災対策(ため池防災環境整備)	県営事業	定額	—	—	—		緊急的な防災対策の定額はR12年度まで	
		団体営事業							
	ため池の保全・避難対策	県営事業	定額	—	—	—		定額はR12年度まで	
		団体営事業							
	施設情報整備・共有化対策	県営事業	50	未定	未定	未定			
		団体営事業		未定	未定	未定			
農村地域防災減災事業	調査計画事業	農村地域防災減災総合計画策定等	50	未定	未定	未定			34
		ため池緊急防災対策情報整備	定額	—	—	—			
	整備事業	防災ダム整備事業	防災ダム整備事業	55	34	11	0	○ ※2 交付金の場合	35～37
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定	※4	
		ため池整備事業	ため池総合整備工事(地震・豪雨対策型)大規模	55 ＜50＞	34 ＜34＞	11 ＜16＞	0 ＜0＞	○ ※2	
			ため池総合整備工事(地震・豪雨対策型)小規模	50 (55)	34 (34)	16 (11)	0 (0)	○ ※2 交付金は上段と同様	
			ため池総合整備工事(一般整備型)大規模	55 ＜50＞	29 ＜30＞	14 ＜14＞	2 ＜6＞	○ ※2	
			ため池総合整備工事(一般整備型)小規模	50 (55)	30 (29)	14 (14)	6 (2)	○ ※2 交付金は上段と同様	
			ため池総合整備工事(長寿命化型)大規模	50 (55)	未定	未定	未定		
			ため池群整備工事	未定	未定	未定	未定		
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定	※4	

令和7年度 補助率一覧表

負担率の () は中山間地域の場合、< > は交付金で負担率を定めている場合

事業名			負担率(※1)				交付金 対応	備考	ページ 番号	
			国	県	市町村	地元				
農村地域 防災減災事業	整備事業	用排水施設等 整備事業	湛水防除事業(大規模)	55	未定	未定	未定	○	※2	38～39
			湛水防除事業(小規模)	55	35	15	0			
			地盤沈下対策事業(大規模)	55	未定	未定	未定			
			地盤沈下対策事業(小規模)	50 (55)						
			用排水施設整備事業(大規模)	55	29	14	2			
			用排水施設整備事業(小規模)	50 (55)	29 (29)	14 (14)	7 (2)			
			鉱毒対策事業	50 (55)	未定	未定	未定			
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定			
		農地保全整備 事業	農地浸食防止工事	50	未定	未定	未定	○	※4	40
			特殊農地保全整備工事(農地浸食防止工事 と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地	45等						
			農地機能保全対策工事	50						
			特殊自然災害対策工事	50 (55)						
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定			
			地域防災機能 増進事業	土地改良施設豪雨対策事業	50 (55)	未定 (32)	未定 (13)	未定 (0)	○	
		土地改良施設耐震対策事業(大規模)		55	未定	未定	未定			
		土地改良施設耐震対策事業(小規模)		50 (55)	32 (32)	18 (13)	0 (0)	※2		
		農道防災対策工事		未定	未定	未定	未定			
		実施計画策定等		50	未定	未定	未定			
		農業用河川工 作物等応急対 策事業		農業用河川工作物応急対策事業(大規模)	55	37	8	0	○	※2
		農業用河川工作物応急対策事業(中規模)	50 (55)	42	8 (3)	0	※2			
		<総事業費5,000万円以上1億円未満>	50 (55)	32	18	0	※2			
		農業用河川工作物応急対策事業(小規模)	50	32	18	0				
		<総事業費800万円以上5,000万円未満>	50 (55)	未定	未定	未定				
		農業用道路横断工作物緊急対策事業	50 (55)	未定	未定	未定				
		特定農業用管 水路等特別対 策事業	実施計画策定等	50	未定	未定	未定		※4	42
			特定農業用管水路等特別対策事業	50 (55)	35 (34)	10 (9)	5 (2)	※2		
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定	※4		
		水質保全対策 事業	農業用排水施設整備(大規模)	55	未定	未定	未定	○	※4	43
			農業用排水施設整備(小規模)	50 (55)						
			水質保全施設整備							
			支援事業							
		公害防除特別 土地改良事業	実施計画策定等	50	未定	未定	未定			43～44
			事業区分(ア)(イ)	55	未定	未定	未定			
			事業区分(ウ)							
			事業区分(エ)かんがい施設の新設、管理、廃 止又は更新	50						
			事業区分(エ)ほ場整備	45						
			事業区分(エ)農道整備							
			事業区分(エ)暗渠排水	40						
		実施計画策定等	50	未定	未定	未定	※4			
		地すべり対策事業		50	未定	未定	未定			44
			防災重点農業 用ため池緊急 整備事業	ため池総合整備工事	55	34	11	0	※2	45～47
				ため池群整備工事	未定	未定	未定	未定		
				劣化状況、豪雨耐性、地震耐性評価	定額	—	—	—		
				ため池緊急防災対策情報整備、実施計画策定	定額	—	—	—		
				ため池群調査計画策定	定額	—	—	—		
				ハード整備着手促進、安全対策推進計画策定	50 (55)	未定	未定	未定		
				監視・管理体制の強化	定額	—	—	—		
				緊急的な防災対策	定額	—	—	—		
				安全施設の整備	50 (55)	未定	未定	未定		
		ため池洪水調 節機能強化事 業		洪水調節機能の付与・増進(大規模)	55	未定	未定	未定		
			〃(小規模)	50 (55)	未定	未定	未定			
			低水位管理に必要な整備	50 (55)	未定	未定	未定			
			洪水調節容量の活用に必要な整備(大規模)	55	未定	未定	未定			
			〃(小規模)	50 (55)	未定	未定	未定			
			実施計画	50	未定	未定	未定	二次災害が予想さ れる地区は定額 (R12年度まで)		
		湛水被害総合 対策事業	農業生産基盤整備事業等	50 (55)	未定	未定	未定		48	
			高付加価値農業施設移転等	50 (55)	未定	未定	未定			
			実施計画策定等	50	未定	未定	未定	二次災害が予想さ れる地区は定額 (R7年度まで)		
		災害管理 施設等整備	農業用施設等災害管理対策事業	50 (55)	—	—	—		48～50	
			農村防災施設整備事業	50 (55)	—	—	—			
			農業水利施設危機管理対策事業	50 (55)	—	—	—			

令和7年度 補助率一覧表

負担率の（）は中山間地域の場合、＜＞は交付金で負担率を定めている場合

事業名				負担率(※1)				交付金 対応	備考	ページ 番号	
				国	県	市町村	地元				
農村 地域 防災 減災 事業	体制整備事業	ため池緊急防 災環境整備事 業	監視・管理体制の強化	定額	—	—	—			51	
			緊急的な防災対策	定額	—	—	—				
			地域防災上のリスク除去	定額	—	—	—				
			ハード整備の着手促進	50 (55)	未定	未定	未定				
			実施計画策定	50	未定	未定	未定		※5		
		ため池群管理体制整備事業	50 (55)	未定	未定	未定					
土地改良施設突発事故復旧・防止事業				50	0～25	25～50			※3 県負担率は市町 村と同率	52	
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業				50	—	50				53	
土地改良施設維持管理適正化事業				整備補修事業	30	30	—	40			54～55
				防災減災機能等強化事業	50	未定	—	未定			
災害復 旧事業	農地復旧事業			50	—	50			※3 激甚災害の場合 は補助率増高措置が 講じられる。	56～58	
	農業用施設復旧事業			65	—	35					
	災害関連事業			50	—	50					
日本 型 直接 支払 制度	中山間地域等直接支払交付金			50 (33)	25 (33)	25 (33)	—		※3 下段は特認地域	59～62	
	日本型直接支払推進交付金中山間地域等直接支払に係る推進事業			定額	—	—					
	多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)			50	25	25			※3		
	多面的機能支払交付金(資源向上支払交付金)								※3		
	日本型直接支払推進交付金多面的機能支払に係る推進事業			定額	—	—					
	環境保全型農業直接支払交付金			50	25	25			※3		
	日本型直接支払推進交付金環境保全型農業直接支払に係る推進事業			定額	—	—					
土地改良区基盤強化支援事業(統合再編強化支援事業)				50	50	—	—		※3	63	
農村 整備 事業	農道・集落道 整備事業	強靱化型、高度化型		50	—	50	—		※3	63～67	
		調査計画策定		55	—	45	—		※3 集落道の整備に 限る		
				50	—	50	—		※3		
	営農飲雑用水 施設整備事業	強靱化型、高度化型		50 (55)	未定	未定	未定				
		調査計画策定		50	未定	未定	未定				
				50 (55)	未定	未定	未定				
	地域資源利活用施設整備事業		50 (55)	未定	未定	未定					
	集落防災安全施設整備事業		50 (55)	未定	未定	未定					
	計画策定事業		施設計画策定事業 機能保全計画策定事業	定額 <50>	—	—	—				
農山漁 村振興 交付金	情報通信 環境整備 対策	計画策定支援事業		定額	—	—	—			67～69	
		施設整備事業		50 (55)	未定	未定	未定				
しっかり守る農林基 盤交付金				—	50以下	任意	任意		※3	70	
									※3		
									※3		
									※3		
									※3		
									※3		
				定額	—	—					
ため池監視装置設置(県営)				定額	—	—	—		R4～R8年度に限る	72	
ため池監視システム 導入推進事業				—							
監視装置使用に係る通信料等への支援(団体営)				50	25	25	—		※8		

国庫補助事業

1 農地中間管理機構関連農地整備事業

1.1 農地整備事業

事業の内容

- ・農地中間管理機構が借り入れている農地の区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水等の農業生産基盤整備事業及びこれらと密接な関連のある附帯事業、営農環境整備事業等を併せて一体的に実施。
- ・流域治水対策の推進として、水田貯留機能向上（田んぼダム）に係る調整活動や畦畔補強等を支援（農業経営高度化支援事業に水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業、水田貯留機能向上推進事業が追加）。

事業実施主体

- ・県、市町村
（指導事業は、県、市町村、土地改良事業団体連合会。調査調整事業及び水田貯留機能向上支援事業は県、市町村、土地改良区等。耕地利用高度化推進事業は県、市町村。水田貯留機能向上推進事業は、県、市町村、土地改良区）

主な採択要件

- 事業対象農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること。
- 事業対象農用地の面積の合計が、概ね 10ha（中山間地域で実施する場合又は事業実施主体が市町村である場合は 5ha）以上。
- 事業対象農用地は、概ね 1ha 以上（中山間地域等は 0.5ha 以上）のまとまりを有する農地で構成されること。
- 事業対象農用地の農地中間管理権等の設定期間が 15 年以上。
- 事業対象農用地の 8 割以上を事業完了後 5 年以内に担い手に集団化すること。
- 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ概ね 50%以上向上すること。
- （カ）が達成できない地区は、米の生産コストが 60kg 当たり 9,600 円を下回ること、もしくは作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね 8 割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね 10%以上増加すること、作物生産額に占める高収益作物の割合が概ね 5 割以上となり、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね 50%以上増加すること、又は受益面積の 3 割以上の作付を麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が 20%以上向上すること。
- 目標年度において事業対象農用地における収益性が 20%以上向上。
- 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合、水田貯留機能向上計画が策定されており受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げる流域治水対策を実施する地域。
 - ・流域治水プロジェクトが策定された水系（実施年度中に策定されるものも可）。

- ・治水協定の締結が完了している水系（実施年度中に締結されるものも可）。
- ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの（実施年度中に位置づけられるものも可）。

(J) 土地改良法第87条の3第1項第1号に規定する事業施行地域農用地の区域であって、かつ、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画を策定した区域であること。

1.2 実施計画等策定事業

1.2.1 実施計画策定事業

事業の内容

農地整備事業の実施予定地区において事業に必要な実施計画を策定（最大4年間）。
※水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援

事業実施主体

- ・県 ・市町村 ・土地改良区 ・土地改良事業団体連合会 ・農業協同組合
- ・その他知事が適当と認めるもの

主な採択要件

- ・農地整備事業の実施が確実である地区

1.2.2 経営体育成促進換地等調整事業

事業の内容

農地整備事業の実施予定地区において換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を作成。

事業実施主体

- ・土地改良区 ・市町村 ・土地改良事業団体連合会等

主な採択要件

農地整備事業の実施が確実である地区。

1.3 農村環境計画策定事業

事業の内容

農村環境計画の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査。

事業実施主体

・市町村又は県（県は複数市町村に関係する場合のみ）

主な採択要件

農地整備事業の実施予定地区で農村環境計画又は田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

2 農業競争力強化農地整備事業

2.1 農地整備事業

事業の内容

- ・農業生産基盤整備事業及びこれらと密接な関連がある附帯事業や営農環境整備、農業経営高度化支援事業を一体的に実施（国営事業促進型は中心経営体農地集積促進事業のみ）。
- ・流域治水対策の推進として、水田貯留機能向上（田んぼダム）に係る調整活動や畦畔補強等を支援（農業経営高度化支援事業に水田貯留機能向上支援事業、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業、水田貯留機能向上推進事業が追加）。

事業実施主体

- ・県
（指導事業は、県、土地改良事業団体連合会。調査調整事業及び水田貯留機能向上支援事業は県、市町村、土地改良区等。耕地利用高度化推進事業は県、市町村。水田貯留機能向上推進事業は、県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等）

主な採択要件

（共通事項）

- （ア）農業競争力強化基盤整備計画を作成すること（農山漁村地域整備交付金（以下、交付金という）による場合は、農山漁村地域整備計画を策定（該当事業に共通、以下省略）すること）。
- （イ）受益が水田の場合は集積率80%以上
- （ウ）農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画を策定した区域であること。

1）経営体育成型

- （ア）受益面積の合計が概ね20ha以上。
- （イ）原則、受益地は地形上接続していること又は農業用道路もしくは農業用排水施設で接続していること。
- （ウ）生産基盤整備事業の完了時等における担い手の農地利用集積率等の増加要件を満たすこと。
- （エ）中心経営体農地集積促進事業を行う場合は、促進計画の目標年度において、中心経営体の経営農用地の面積割合が55%以上となること（交付金の場合は35%以上）。

2）中山間地域型（中山間地域で実施）

- （ア）生産基盤整備事業の受益面積合計が10ha以上。
- （イ）生産基盤整備事業の完了時等における担い手の農地利用集積率等の増加要件を満たすこと。
- （ウ）中心経営体農地集積促進事業を行う場合は、促進計画の目標年度において、中心経営体の経営農用地の面積割合が55%以上となること。

3）国営流域治水対策型

水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合、水田貯留機能向上計画が策定されており受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げる流域治水対策を実施する地域。

- ・流域治水プロジェクトが策定された水系（実施年度中に策定されるものも可）。
- ・治水協定の締結が完了している水系（実施年度中に締結されるものも可）。
- ・地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの

(実施年度中に位置づけられるものも可)。

4) 国営事業促進型

国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度に中心経営体集積率が55%以上となること。

2.2 実施計画等策定事業

農地中間管理機構関連農地整備事業と同様

2.3 農村環境計画策定事業

農地中間管理機構関連農地整備事業と同様

2.4 農業基盤整備促進事業

事業の内容

- ・担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構とも連携しつつ、農地・農業水利施設を整備。
- ・病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の排水対策や土層改良。
- ・流域治水対策の推進として、田んぼダム導入に係る調整活動や畦畔補強等を支援。
- ・実施計画策定事業として、農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定（最大4年間）※水田農業高収益化推進計画等関連地区は定額支援。

事業実施主体

・市町村 ・土地改良区 ・土地改良区連合 ・農業協同組合 ・農地中間管理機構等

主な採択要件

- (ア) 農業基盤整備計画を策定すること。
- (イ) 事業費の合計が200万円以上。
- (ウ) 受益者数が農業者2者以上。
- (エ) 受益面積が5ha以上（交付金の場合は当該要件なし）。

2.5 低コスト農地整備推進実証事業

事業の内容

- 1) 情報化施工（情報通信技術（I C T）を工事の施工等に活用し、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システム）の効果や課題に関する調査。
- 2) 情報化施工の実施に対する指導・助言・横展開を図る手法の検討。

事業実施主体

- ・事業内容の1)：県
- ・事業内容の2)：公募団体

主な採択要件

- (ア) 事業内容1) は農地整備事業の実施地区であること。
- (イ) 事業内容2) は公募団体が技術的知見を有し、必要な体制を確保できること。

3 水利施設等保全高度化事業

3.1 水利施設整備事業

事業の内容

- ・基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等。
- ・国営又は県営施設と一体的に行う団体営施設の整備。
- ・脱炭素化の推進として、小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化を支援。

事業実施主体

- ・主な採択要件の1)～7)：県（一部市町村）
- ・主な採択要件の8)～11)：県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

（共通事項）

保全高度化整備計画を策定し、計画の作成区分に応じた要件を満たすこと。

1) 基幹水利施設整備型〔農業用排水施設整備を実施（施設機能の向上を目的としないものは除く）〕

- （ア）受益面積200ha以上かつ末端支配面積100ha以上（畑地は受益面積100ha以上かつ末端支配面積20ha以上）。
- （イ）畑地の農業用排水施設の自動化又は多目的利用を実施するものは受益面積100ha以上
- （ウ）既存施設の改修を実施する場合は、当該施設の機能保全計画が策定されていること。

2) 農業用水再編対策型〔水需要がひっ迫している地域で水田用水を他種農業用水等へ転用するためのかんがい施設整備、廃止等〕

- （ア）受益面積200ha以上かつ末端支配面積5ha以上（管水路は末端支配面積の制限なし）。
- （イ）実施地域内に100ha以上の農振農用地区域が含まれること。
- （ウ）再編水量に関する要件を満たすこと。
- （エ）農業用水再編対策協議会を設置すること。

3) 地域用水機能増進型〔地域用水機能を評価し農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能を増進〕

- （ア）受益面積200ha以上かつ末端支配面積5ha以上。
- （イ）末端支配面積5ha以上の農業用排水路で地域用水機能を発揮している延長割合10%以上。
- （ウ）計画地域用水機能指標の増進割合が5%以上。
- （エ）地域用水対策協議会を設置すること。

4) 流域水質保全機能増進型〔環境保全型農業等を推進する地域を含む流域で、地域用水機能のうち水質浄化機能の維持増進に関する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図る〕

- （ア）受益面積200ha以上。
- （イ）対象施設は末端支配面積100ha以上（一体的に機能を発揮する末端支配面積5ha以上の施設を含む）。
- （ウ）広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域であること。
- （エ）環境保全型農業の推進に関する指針の策定。
- （オ）環境基本法に基づく基準の達成措置が必要である水域を含む流域に係るもの。
- （カ）地域用水協議会を設置すること。

5) 排水対策特別型〔転作作物を取り入れた高収益水田営農の確立に必要な排水機場・樋門、排水路等

の整備を実施するもの及びこれらと一体不可分として暗渠排水、客土、区画整理を一体的に実施]

(ア) 排水機能の不足等に関する水田面積が受益地の50%以上。

(イ) 受益面積20ha以上。

6) 基幹水利施設保全型〔国営及び県営造成施設に関する機能保全計画の策定及び同計画に基づく対策工事、突発的事故に対する緊急補修工事を実施〕

(ア) 施設の機能向上を目的としないもの。

(イ) 機能保全計画の策定は対象県営造成施設が県実施方針に位置付けられていること。

(ウ) 対策工事は機能保全計画等が策定されていることかつ末端支配面積が100ha以上（畑は20ha以上）。

(I) 緊急補修工事は対象県営造成施設が県実施方針に位置付けられていること。

7) 水利施設集約再編型〔国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの〕

(ア) 受益面積がおおむね100ヘクタール以上であること。

(イ) 機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。

(ウ) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に当たって、次のいずれかに該当するもの。

ア) 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの（施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む）。

イ) 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。緊急補修工事は対象県営造成施設が県実施方針に位置付けられていること。

(I) 末端支配面積が100ha以上（畑は20ha以上）

8) 低炭素農業水利システム構築型〔農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るもの〕

(ア) 農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって（イ）、（ウ）の事業を実施するもの。

(イ) 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備。

(ウ) 用排水施設整備事業を実施するものであって、（イ）の事業と一体的に実施するもの。

(I) 省エネルギー化計画を策定し、ハード対策に加え、ソフト対策に取組み、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合、ハード対策に係る農家負担分の8割を促進費として交付。

(オ) 採択期間は令和5年度から令和7年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択できる。

9) 洪水調節機能強化型〔治水協定ダム及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの〕

① 洪水対策型

(ア) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。

(イ) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。

(ウ) 緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。

② 流域治水推進型

- (ア) 受益面積がおおむね200 ヘクタール以上であること。
- (イ) 受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組を実施または実施見込み。
- (ウ) 次のいずれかを満たす地域であること。
 - ・流域治水プロジェクトが策定もしくは改定された水系（事業実施期間中に策定もしくは改定される見込みの水系を含む。）。
 - ・治水協定の締結が完了または事業実施期間中に締結される見込みの水系。
 - ・地方公共団体が策定または締結する防災に係る計画や協定に位置付けられたもの（事業実施期間中に位置付けられる見込みのものを含む）。

10) 農地集積促進型〔農業用排水施設整備及びこれと密接な関連がある生産基盤整備事業や農業経営高度化支援事業を一体的に実施〕

- (ア) 受益面積20ha以上（中山間地域は10ha以上）。
- (イ) 集積地域整備計画を作成すること。
- (ウ) 事業完了時に担い手農地利用集積率の増加要件を満たすこと。
- (エ) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合は、集積地域整備計画の目標年度に中心経営体集積率が80%以上となること（園芸作物等は5割）。

11) 簡易整備型〔水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備〕

- (ア) 保全高度化整備計画を策定し、計画の作成区分に応じた要件を満たすこと。
- (イ) 水利施設整備計画を策定。
- (ウ) 事業費の合計が200万円以上。
- (エ) 受益者数が農業者2者以上。
- (オ) 受益面積が5ha以上。

3.2 畑地帯総合整備事業

事業の内容

高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化等、農地集積・集約化に資するパイプライン化等の水管理省力化、畑地帯における総合的な整備。

- 農業用排水施設整備、農道整備、区画整理及びこれと密接な関連がある生産基盤整備事業や附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業を一体的に実施
- 畑地かんがい施設の緊急的な単独施設整備
- 客土、暗渠排水、除礫等の単独土層改良
- 営農用水施設整備のみ行う単独営農用水
- 単独水管理施設整備

事業実施主体

- ・主な採択要件の1)～3)：県
(指導事業は県、土地改良区等、調査・調整事業は県、市町村、土地改良区等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業は県、市町村、土地改良区)一部市町村)
- ・主な採択要件の4)：県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

(共通事項)

保全高度化整備計画を策定し、計画の作成区分に応じた要件を満たすこと。

1) 畑地帯総合整備型

① 担い手育成対策

- (ア) 受益面積20ha以上（樹園地は一定要件を満たした場合に0.5ha以上の団地の合計が5ha以上）
- (イ) 産地構造改革計画を策定していること。
- (ウ) 調査・調整事業を実施する場合は、担い手の経営当農用地面積の割合等の増加要件を満たすこと。
- (エ) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合は、活性化計画の目標年度に中心経営体の経営等農用地面積の割合が55%以上となること。

② 担い手支援対策

- (ア) 受益面積30ha以上（樹園地にあつては、一定要件を満たした場合に5ha以上の団地の合計面積が10ha以上）。
- (イ) 単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水、単独水管理施設整備を行う場合は別途定める要件を満たすこと。

2) 畑地帯総合整備中山間地域型

① 担い手育成対策

- (ア) 受益面積10ha以上、事業申請時に担い手が1戸以上。
- (イ) その他の要件は1)の①に準ずる。

② 担い手支援対策

- (ア) 受益面積10ha以上、事業申請時に担い手が1戸以上。
- (イ) その他の要件は1)の②に準ずる。

3) 高収益作物導入促進型〔農業用排水施設整備、暗渠排水及びこれらと密接な関連がある生産基盤

整備事業や附帯事業、農業経営高度化支援事業等を一体的に実施]

(ア) 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）。

(イ) 導入促進整備計画を作成し、目標年度の高収益作物の作付面積が増加要件を満たすこと。

4) 高収益作物転換型〔農業用排水施設整備、客土、暗渠排水、区画整理及びこれらと密接な関連がある生産基盤整備事業や附帯事業、農業経営高度化支援事業等を一体的に実施〕

(ア) それぞれおおむね1ヘクタール（中山間地域等にあつては0.5ヘクタール）以上の水田の団地面積の合計がおおむね5ヘクタール以上。

(イ) 産地推進計画に本事業の実施が位置付けられていること。

(ウ) 導入促進整備計画を作成し、目標年度の高収益作物の作付面積が増加要件（水田における高収益作物の作付面積割合が5割以上等）を満たすこと。

(I) 高収益作物は基幹作として作付けすること。

3.3 計画策定事業

事業の内容

施設を効率的に活用するための調査、計画策定及び資産評価に係るデータ整備等。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件（採択期限あり）

- 1) **水利調整事業**〔水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等〕
 - (ア) 水利調整事業計画、事業計画概要書の作成。
 - (イ) 環境用水等を取得する場合は、維持・保全管理の主体となる協議会が設置されること。
- 2) **水利利用高度化推進事業**〔地域用水機能等を維持・増進する活動支援等〕
 - (ア) 平成30年度以前に採択され、事業着手している地区に限る。
 - (イ) 水利利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画の作成。
- 3) **施設計画策定事業**〔整備計画策定のための地域の諸条件把握及び概略設計等〕
 - (ア) 施設計画策定事業計画の作成。
 - (イ) 事業費200万円以上。
- 4) **機能保全計画策定事業**〔農業用排水施設等の機能診断結果に基づいて機能保全計画の策定〕
 - (ア) 末端支配面積が10ha以上。
 - (イ) 保全整備事業計画の作成。

（参考）本事業で実施する事業のうち、新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の分類	事業の内容	
	新設事業 （農業用排水施設の新設）	更新事業 （農業用排水施設の変更又は廃止）
水利施設整備 事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
	—	基幹水利施設保全型
	—	水利施設集約再編型
	低炭素農業水利システム構築型	
	洪水調節機能強化型	
	農地集積促進型	
	簡易整備型	
畑地帯総合整備 事業	畑地帯総合整備型	
	畑地帯総合整備中山間地域型	
	高収益作物導入促進型	
	高収益作物転換型	
実施計画策定事業	—	—

4 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

事業の内容

日本政策金融公庫が農業基盤整備資金の貸付と併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の6分の5以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行なう。

申請対象者

土地改良区、農業協同組合、農業者等

実施要件

事業完了時にハード事業要件を満たすこと等。

対象事業

農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村地域整備交付金等

5 農地耕作条件改善事業

事業の内容

1) 共通メニュー

(定額助成) 区画拡大、暗渠排水、水路、農作業道、畦畔の更新整備等

(定率助成) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、管理省力化支援（除草の用に供する共同利用機器の導入）等

2) 高収益作物転換等支援

(定額助成) 果樹園及び茶園における新植・改植、未収益期間の幼木管理、大苗の育苗等

(定率助成) 農業機械・施設リース、高付加価値農業施設の設置等

3) スマート農業導入支援

(定率助成) RTK-GNSS基準局等の新設・更新、基準局と一体的な自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入

4) 病害虫対策

(定額助成) 病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水

5) 水田貯留機能向上支援

田んぼダムの実施に向けた共通メニュー（畦畔更新、排水柵設置、地元調整、堰板購入等）

6) 土地利用調整支援

(定率助成) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）

事業実施主体

農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農業法人等

主な採択要件

1) 共通要件

(ア) 地域計画の策定区域等であること（病害虫対策を除く）。

(イ) 事業費（ハード事業）の合計が200万円以上。

(ウ) 受益者数が農業者2人以上。

(エ) 農地耕作条件改善計画を作成。

(オ) 機構との連携概要を作成（病害虫対策又は水田貯留機能向上支援のみの地区を除く）。

(カ) 次の2)～6)に該当しない場合は地域内農地集積促進計画の作成。

2) 高収益作物転換等支援を実施する場合

(ア) 高収益作物転換促進計画の作成。

(イ) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換。

3) スマート農業導入支援を実施する場合

(ア) スマート農業導入推進計画の作成。

(イ) 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施。

(ウ) 先進的省力化技術導入支援を行う場合は、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新

実施計画を作成。

4) 病虫害対策を実施する場合

(ア) 病虫害対策計画の作成。

(イ) 病虫害発生予察情報において、警報、注意報、特殊報が発報された地域であること。

5) 水田貯留機能向上支援を実施する場合

(ア) 水田貯留機能向上計画の作成。

(イ) 治水協定や流域治水プロジェクト等に位置付けられた地域であること。

6) 土地利用調整支援を実施する場合

(ア) 土地利用調整計画の作成。

(イ) 地域計画の策定区域等及び一体的に農地として利用されている周辺区域であること。

6 畑作等促進整備事業

事業の内容

畑作物・園芸作物の導入・生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設の基盤整備をきめ細かく機動的に支援するために行う次の事業。

（定額助成）①ほ場の区画拡大、②暗渠排水、③湧水処理、④末端畑地かんがい施設、⑤土層改良、⑥更新整備、⑦畑作転換工、⑧条件改善推進費、⑨高収益作物転換推進費、⑩新植・改植支援、⑪幼木管理支援、⑫経営継続発展支援、⑬園芸作物モデル産地形成支援、⑭産地形成支援事業

（定率助成）①農業用排水施設、②暗渠排水、③土層改良、④区画整理、⑤農作業道等、⑥農地造成、⑦農用地の保全、⑧営農環境整備支援、⑨スマート農業導入支援、⑩小規模園地整備、⑪粗放的農地利用整備、⑫管理省力化支援、⑬品質向上支援、⑭条件改善促進支援、⑮高収益作物導入支援、⑯高付加価値農業施設支援、⑰機械作業体系導入支援、⑱労働生産性向上技術導入支援、⑲指導

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、農業法人等

主な採択要件

- (ア) 促進整備計画を作成していること。
- (イ) 1地区当たりの事業費（ハードに係る事業費）の合計が200万円以上となること。
- (ウ) 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上であること。
- (エ) 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。

7 農業水路等長寿命化・防災減災事業

7.1 長寿命化対策

事業の内容

長寿命化対策に資する農業用排水施設等の①水利施設整備、②農道施設整備、③機能保全計画策定等、④実施計画策定、⑤水利用調査・調整、⑥耐震性点検・調査

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、農業者の組織する団体等

主な採択要件

- (ア) 長寿命化・防災減災計画を作成
- (イ) 事業費の合計が200万円以上（調査・計画系の事業は除く）
- (ウ) 受益者数が農業者2者以上（調査・計画系の事業は除く）
- (エ) 事業工期が3年以内（ため池整備の場合は5年以内、調査・計画系の事業は1年以内）
- (オ) 農道施設整備については以下の全ての要件を満たすこと
 - ・災害発生後に点検が必要な農業用ダムや防災重点ため池等に到達する農道または地域防災計画で避難路等として位置づけられた農道
 - ・全幅員が概ね4 m以上
 - ・県道又は市町村道の路線等と重複しない

7.2 防災減災対策

事業の内容

1) 自然災害等対策

自然災害等により被害が発生する恐れのある農業用排水施設等の整備事業。

①ため池整備、②湛水防除、③地盤沈下対策、④農業用排水施設、⑤土砂崩壊防止、⑥特定農業用管路等特別対策、⑦農業用河川工作物応急対策、⑧施設撤去・廃止、⑨水質保全対策、⑩利活用保全、⑪農道施設整備、⑫機能保全計画策定等、⑬実施計画策定、⑭耐震性点検・調査

2) 危機管理対策

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備。

①危機管理システム等整備

3) ため池防災環境整備

防災重点農業用ため池に係る防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備。

①緊急的な防災対策、②地域防災上のリスク除去（ため池廃止）、③ハード整備の着手促進

事業実施主体

7.1 長寿命化対策と同様

主な採択要件

① ため池廃止以外の要件

7.1 長寿命化対策と同様

② ため池廃止に係る要件

(ア) 防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上。

(イ) 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの。

(ウ) 埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋め立てる場合を除く。

(エ) 事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行うもの（ため池所有者又は管理者）と次の事項を予め確認していること。

・ 常時及び非常時の見回り方法

・ 開削部等に異常が確認された場合の対応方法

(オ) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。

7.3 ため池の保全・避難対策

事業の内容

防災重点農業用ため池に係る緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策
①ハザードマップ作成、②監視・管理体制の強化、③減災対策の実施（防災訓練等）

事業実施主体

7.1 長寿命化対策事業実施主体のほか県土連

主な採択要件

7.1 長寿命化対策と同様

7.4 施設情報整備・共有化対策

事業の内容

地理情報システムの情報整備
①農業水利施設情報等の地理情報システム化

事業実施主体

7.1 長寿命化対策事業実施主体のほか県土連

主な採択要件

7.1 長寿命化対策と同様
（地域計画の策定又は取組地域の農地を受益農地とする農業水利施設が対象。）

8 農山漁村地域整備交付金

8.1 農地整備

8.1.1 農地整備事業

(1) 経営体育成型

2 農業競争力強化農地整備事業の2.1 農地整備事業の経営体育成型と同様

(2) 耕作放棄地型

事業の内容

2 農業競争力強化農地整備事業の2.1 農地整備事業と同様

事業実施主体

2 農業競争力強化農地整備事業の2.1 農地整備事業と同様

主な採択要件

- (ア) 耕作放棄地解消等基盤整備基本構想を策定。
- (イ) 生産基盤整備事業の受益面積合計が20ha以上。
- (ウ) 生産基盤整備事業の受益面積に占める耕作放棄地等の合計面積の割合が6%以上（担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上の場合は、3%以上）。
- (エ) 耕作放棄地解消・集積促進事業を行う場合は、耕作放棄地集約化率が4%以上

(3) 通作条件整備

1) 基幹農道整備

事業の内容

- ① 一般型
農道網の基幹となる農道の整備
- ② 保全型
既設農道の点検診断、機能保全対策、機能強化対策及び緊急対策の実施

事業実施主体

県

主な採択要件

- ① 一般型
 - (ア) 通作条件整備計画等を作成
 - (イ) 受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域は30ha以上）
 - (ウ) 総事業費1億円以上

(I) 車道幅員4m以上（振興山村は3m以上）

② 保全型

(ア) 保全対策基本方針を作成

(イ) 受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域は30ha以上）

(ウ) 総事業費の合計が3,000万円以上

ただし、点検診断のみ行う場合の要件は(ア)のみ。

2) 一般農道整備

事業の内容

① 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備

② 樹園地型

樹園地等の農用地における農道の整備

③ 農業集落間型

生産条件不利地域の農業集落を結ぶ農道の整備

④保全対策型

既設農道の点検診断、更新整備、保全対策、緊急対策

事業実施主体

県（保全対策型は県、市町村）

主な採択要件

① 一般型

(ア) 受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域は30ha以上）

(イ) 総事業費5,000万円以上

(ウ) 全幅員が4.5m以上（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯は4.0m以上）

② 樹園地型

(ア) 受益面積50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域は30ha以上）

(イ) 総事業費5,000万円以上かつ全幅員が概ね4.5m以上（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯は4.0m以上）の幹線農道

(ウ) 全幅員3m以上の支線農道

(I) 全幅員2m以上の末端耕作道

(オ) 総延長500m以上の軌道等運搬施設

③ 農業集落間型

(ア) 事業実施地域に含まれる1つ以上の農業集落が特定農山村地域かそれに準ずる地域又は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農用地面積が当該地域の全農用地の50%以上を占める地域に含まれる。

(イ) 受益面積30ha以上

(ウ) 総事業費5,000万円以上

(I) 車道幅員4.0m以上

④保全対策型

(ア) 受益面積の合計が50ha以上（振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域は30ha以上）

(イ) 総事業費3,000万円以上

8.1.2 農業基盤整備促進事業

2 農業競争力強化農地整備事業の2.4 農業基盤整備促進事業と同様

8.1.3 実施計画策定事業

2 農業競争力強化農地整備事業の2.2 実施計画等策定事業と同様

8.2 水利施設整備

8.2.1 水利施設等整備事業

(1) 基幹水利施設整備型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の基幹水利施設整備型と同様。

(2) 農業用水再編対策型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の農業用水再編対策型と同様。

(3) 地域用水機能増進型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の地域用水機能増進型と同様。

(4) 流域水質保全機能増進型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の流域水質保全機能増進型と同様。

(5) 排水対策特別型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の排水対策特別型と同様。

(6) 基幹水利施設保全型

3 水利施設等保全高度化事業の3.1 水利施設整備事業の基幹水利施設保全型と同様。

(7) 地域農業水利施設保全型

事業の内容

団体営事業等で造成された農業用排水施設に係る機能診断、機能保全計画の策定、計画に基づく対策工事及びその実施計画策定並びに緊急工事。

事業実施主体

市町村、施設管理者（実施計画策定は市町村、土地改良区等）

主な採択要件

- (ア) 施設機能の向上を主目的としない。
- (イ) 対象施設は鳥取県が作成する実施方針に位置付けられた施設（基幹水利施設保全型において知事が選定した施設は対象外）。
- (ウ) 機能保全計画の策定は末端支配面積100ha以上かつ予防的対策が有効と見込まれる施設
- (エ) 対策工事は受益面積100ha以上（本区分で機能保全計画を策定した場合は10ha以上）。
- (オ) 緊急工事は施設の劣化が原因と想定されること。
- (カ) 実施計画策定の策定期間は1年以内。

(8) 畑地帯総合整備型

3 水利施設等保全高度化事業の3.2 畑地帯総合整備事業の畑地帯総合整備型と同様。

8.2.2 広域農業用水適正管理対策事業

事業の内容

国営土地改良事業の施工に伴う用途廃止又は農業用水管理や河川管理上の支障を及ぼす恐れのある農業水利施設の撤去。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- (ア) 施設の撤去が事業計画に含まれていた農業水利施設。
- (イ) 河川及び下流域の農業用水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を来す恐れがある又は河川管理者から撤去を求められている農業水利施設。

8.2.3 地域用水環境整備事業

(1) 地域用水環境整備事業

事業の内容

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に実施。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- (ア) 事業を実施することが適当であり、整備された施設が適正に維持管理されると認められる場合。
- (イ) 総事業費5,000万円以上。
- (ウ) 地域用水機能増進施設整備を行う場合、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。
- (エ) 単独魚道整備、単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備及び小水力発電整備については、個別の要件を全て満たすこと。

(2) 歴史的施設保全事業

事業の内容

歴史的土壌改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、緊急に必要な補強工事及び一体的に行う必要のある施設整備。

事業実施主体

県、市町村、土壌改良区等

主な採択要件

- (ア) 文化財に登録又は登録確実と認められる又は歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土壌改良施設。
- (イ) 当該施設又は関連のある複数の施設の支配面積の合計が20ha以上。
- (ウ) 事業後の維持管理が適正に行われると認められる。
- (エ) 総事業費が3,000万円（ため池は800万円）以上。

8.3 農地防災

8.3.1 農地防災事業

(1) 防災ダム事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 用排水施設等整備の防災ダム整備事業・ため池整備事業に同じ。

(2) ため池等整備事業

事業の内容

- ① ため池整備工事
- ② ため池整備工事（特別対策型）
- ③ ため池整備工事（都市型緊急整備事業）
- ④ ため池水質改善工事
- ⑤ 用排水施設整備工事
- ⑥ 湖岸堤防工事
- ⑦ ため池等農地災害危機管理対策事業
- ⑧ ため池緊急防災対策事業
- ⑨ 実施計画策定事業
- ⑩ ため池緊急防災体制整備促進事業

事業実施主体

県、市町村、土壌改良区等（事業種類により事業実施主体の限定あり）

主な採択要件

○ 大規模事業（一部事業を除く）

- (ア) (県営) 受益面積400ha以上（ため池は100ha以上）、総事業費8,000万円以上
（団体営）受益面積200ha以上（ため池は60ha以上）、総事業費8,000万円以上
- (イ) ため池水質浄化に係るものは、条件に該当する地域であって、総事業費3,500万円以上

○ 小規模事業（一部事業を除く）

- (ア) (県営) 受益面積20ha以上（ため池は10ha以上、特定地域は5ha以上、高度な技術を要するものは2ha以上）、総事業費800万円以上
（団体営）受益面積20ha以上（ため池は10ha以上、特定地域は5ha以上）、総事業費800万円以上
- (イ) ため池水質浄化に係るものは、条件に該当する地域であって、総事業費3,500万円以上

○ 中山間地域で行うため池整備工事、ため池整備工事（都市型緊急整備事業）及びため池水質改善工事（一部の事業区分を除く）

- (ア) 大規模（県営）受益面積70ha以上、総事業費3,000万円以上
（団体営）受益面積20ha以上、総事業費3,000万円以上
- (イ) 小規模（県営）受益面積5ha以上（高度な技術を要するものは2ha以上）、総事業費800万円以上
（団体営）受益面積10ha以上、総事業費800万円以上
- (ウ) ため池水質浄化に係るものは、条件に該当する地域であって、総事業費3,500万円以上

○ 中山間地域で行う用排水施設整備工事

- (ア) 大規模（県営）受益面積200ha以上、総事業費3,000万円以上
（団体営）受益面積100ha以上、総事業費3,000万円以上
- (イ) 小規模（県営）受益面積20ha以上、総事業費800万円以上
（団体営）受益面積10ha以上、総事業費800万円以上

○ 湖岸堤防工事及び土砂の崩壊を防止する工事

- (ア) (県営) a)湖岸堤防工事は受益面積20ha以上、総事業費800万円以上
b)土砂の崩壊を防止する工事は受益面積5ha以上、総事業費800万円以上
- (イ) (団体営) 大規模：受益面積200ha以上（土砂崩壊防止を除く）、総事業費8,000万円以上
小規模：受益面積20ha以上（土砂崩壊防止を除く）、総事業費800万円以上

○ ため池整備工事及び都市型緊急整備事業（一部の事業区分を除く）

- (ア) 受益面積5ha以上（中山間地域は2ha以上）、総事業費800万円以上
- (イ) ため池水質浄化に係るものは、条件に該当する地域であって、総事業費3,500万円以上

○ ため池等農地災害危機管理対策事業

- (ア) 被害想定面積10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
- (イ) 事業実施主体が農地災害危機管理対策計画を策定していること

○ ため池緊急防災対策事業

- 貯水量が1,000m³以上又は受益面積0.5ha以上

○ 実施計画策定事業

- ため池緊急防災対策事業以外で団体が行うものであり、実施期間は1年以内

○ ため池緊急防災体制整備促進事業

- (ア) 施設が決壊した場合に下流へ影響を与える恐れのあるため池であること
- (イ) 事業完了までにため池の整備を実施する見込みがあること（一部の事業区分のみ）

(3) 湛水防除事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (3) 用排水施設等整備事業の湛水防除事業に同じ。

(4) 農地保全整備事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (4) 農地保全整備事業の農地保全整備事業に同じ。

(5) 農村地域環境保全整備事業

事業の内容

① 農村地域環境保全総合整備事業

農地等防災保全対策工事、併せ行う基盤整備等の関連工事及び地域環境保全対策工事

② 特定農業用管水路等特別対策事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業と同様

事業実施主体

県（事業内容②は県、市町村等）

主な採択要件

○ 事業内容①は以下のとおり

(ア) 農地等防災保全対策工事は事業種類のうち2以上の事業を併せ行うこと

(イ) 農地等防災保全対策工事に係る合計受益面積が60ha以上、総事業費2億円以上

○ 事業内容②は以下のとおり

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業と同様

(6) 地盤沈下対策事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (3) 用排水施設等整備事業の地盤沈下対策事業湛水被害総合対策事業に同じ。

(7) 地域ため池総合整備事業

事業の内容

(ア) 調査計画事業

総合整備計画を構成する全体基本計画及び整備事業計画の策定並びに調査

(イ) 整備事業

総合整備計画に基づき実施する農業用ため池の改修等の防災減災対策、ため池の環境保全又は利活用対策、ため池保全体制の整備及び保全活動

事業実施主体

県

主な採択要件

- 事業内容①は以下のとおり
複数のため池を対象とする全体基本計画及び整備事業計画が策定される見込みがあること
- 事業内容②は以下のとおり
 - (ア) 全体基本計画に位置付けられ、整備事業計画が策定されていること
 - (イ) 総事業費が3,000万円以上
 - (ウ) 災害発生防止等が必要なため池の整備事業を1箇所以上実施
 - (エ) 対策工事・整備毎に定められた受益面積、被害想定面積等の要件を満たすこと
 - (オ) その他実施要領に定められた対策工事・整備毎の細部要件を満たすこと

(8) 農業用河川工作物応急対策等事業

9 農村地域防災減災事業 9.2 整備事業 9.2.1 (6) 農業用河川工作物等応急対策事業湛水被害総合対策事業に同じ。

(9) 土地改良施設耐震対策事業

事業の内容

- ① 点検事業
土地改良施設の耐震点検、耐震対策事業家計画の策定
- ② 整備事業
耐震対策事業計画に基づく耐震改修の実施

事業実施主体

県

主な採択要件

- (ア) 地震防災対策強化地域、地震防災対策推進地域、過去に大規模地震が発生した又は今後発生する恐れの高い地域のいずれかに該当するもの
- (イ) 地震による被害が発生した場合に鉄道、道路、重要な公共建物、人家（10戸以上）、農地10ha以上等のいずれかに被害を与える土地改良施設であること
- (ウ) 総事業費が800万円以上

(10) 農村災害対策整備事業

事業の内容

- ① 調査計画事業
農村災害対策整備計画の作成

②整備事業

農村災害対策整備計画に位置付けられた地域で行う農業ため池整備、農業用排水施設整備等の農業生産基盤整備、またこれと併せ行う農業集落道路整備等の農村生活維持施設整備

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等（調査計画事業は県、市町村に限る）

主な採択要件

- 事業内容①は以下のとおり
 - (ア) 災害防除対策推進地域等、又は甚大な災害発生地域
 - (イ) 事業実施主体による施設点検がなされていること
- 事業内容②は以下のとおり
 - (ア) （県営）a)事業種類毎に定められた受益面積要件を満たすこと
b)災害防除対策推進地域等で実施する場合は総事業費 1 億円以上
 - (イ) （団体営）a)受益面積の合計が10ha以上
b)災害防除対策推進地域等で実施する場合は総事業費 3 千円以上

（１１）ため池群整備事業

９農村地域防災減災事業 ９.２ 整備事業 ９.２.１ （２）ため池整備事業のため池群整備工事等
湛水被害総合対策事業に同じ。

（１２）土地改良施設豪雨対策事業

９農村地域防災減災事業 ９.２ 整備事業 ９.２.１ （５）地域防災機能増進事業の土地改良施設
豪雨対策事業湛水被害総合対策事業に同じ。

8.3.2 水質保全対策事業

９農村地域防災減災事業 ９.２ 整備事業 ９.２.１ （８）水質保全対策事業の土地改良施設豪雨
対策事業湛水被害総合対策事業に同じ。

9 農村地域防災減災事業

9.1 調査計画事業

事業の内容

地域の防災減災対策に必要な諸条件について行う調査及びその計画の策定等

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等
(農村地域防災減災総合計画等策定及び地域排水機能強化計画策定は県、市町村に限る)

主な採択要件

(1) 農村地域防災減災総合計画策定等

1) **農村地域防災減災総合計画策定**〔農村地域防災減災総合計画等策定及び地域排水機能強化計画策定は県、市町村に限る〕

○3)防災情報管理システム整備計画策定から5)地域排水機能強化計画策定の調査計画事業又は本事業に定める整備事業、体制整備事業を行う見込みがあること。

2) **安全度評価**〔農業用施設の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うための農村災害対策整備計画を策定〕

○農村地域防災減災総合計画等策定と同様。

3) **防災情報管理システム整備計画策定**〔地域・農業施設の諸条件を調査し、防災情報管理対象地域・施設の設定の考え方、運用方法、効果等を検討し情報管理システム整備計画を作成〕

○災害発生のおそれが高い又は周辺への影響が著しく大きい農業用施設等であること、若しくは同一市町村又は関連する流域の地域で施設が被災した際に下流等に及ぼす被害面積が10ha以上(災害防除採択推進地域等にあつては概ね5ha以上)であること。

4) **地域危機管理整備計画策定**〔農業用施設等を総合的に勘案した危機管理区域を設定し、区域設定の考え方、整備方針及び効果等を検討し地域危機管理整備計画を作成〕

○防災情報管理システム整備計画策定と同様。

5) **地域排水機能強化計画策定**〔地域の機能を強化するため、土地改良施設の評価を行うとともに、整備方針及び効果等を検討し地域排水機能強化計画を策定〕

○豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域。

○既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより一体的に効果が発現することが見込まれること。

(2) **ため池緊急防災対策情報整備**〔人命、家屋又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの high ため池を対象として計画的に防災対策を推進するために行う調査等〕

○災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられているため池は、その対象とし、事業成果が当計画に反映されるよう配慮すること。

○整備するため池の諸元等について、情報の管理体制を整備すること。

9.2 整備事業

9.2.1 用排水施設等整備

(1) 防災ダム整備事業

事業の内容

- ① 防災ダム整備事業
洪水調節用のダムの新設又は改修及び併せ行う関連整備
- ② 実施計画策定等
実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定

事業実施主体

県

主な採択要件

事業内容の①防災ダム整備事業は次のとおり
(ア) 受益面積が100ha以上（別に定める地帯等の要件を満たす場合は、防災受益面積70ha以上）
(イ) 農業以外の事業効果が見込まれる場合には当該効果が全体の事業効果の50%未満

(2) ため池整備事業

事業の内容

- ① **ため池総合整備工事**
 - ア) 地震・豪雨対策型
耐震性向上のため池改修又は地震からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修、豪雨による決壊防止、洪水調節機能の賦与・増進に必要なため池改修、附帯施設整備、併せ行うしゅんせつ、農地等の洪水調節機能発揮の整備。
 - イ) 一般整備型
災害発生防止等が必要なため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が農業生産及び周辺環境に悪影響を与えているため池の水質改善に必要な工事。
 - ウ) 長寿命化型
施設長寿命化計画等に基づき適切に管理しているため池の長寿命化に必要な工事。
- ② **ため池群整備工事**
複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的達成するために必要な施設整備。
- ③ **実施計画策定等**
実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定。

事業実施主体

- ・事業内容①のA)のうち豪雨による決壊防止、洪水調節機能の賦与・増進に必要なため池改修、附帯施設の整備、併せ行うしゅんせつ、農地等の洪水調節機能の整備及び事業内容②は県、市町村
- ・事業内容①のA)のうち耐震性向上のため池改修又は地震からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修は県、市町村
- ・事業内容①のイ)のため池廃止は県、市町村
- ・事業内容①のイ)（ため池廃止を除く）、①のウ)及び③は県、市町村、改良区等

主な採択要件

○事業内容の①ため池総合整備工事のA)地震・豪雨対策型は次のとおり

<大規模>

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池で次のいずれかに該当するもの。

- a) 防災受益面積が70ha以上かつ受益面積が40ha以上。
- b) 防災受益面積が7ha以上かつ受益面積がおおむね2ha以上で、想定被害額（農外）が3億円以上。

<小規模>

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池で次に該当するもの（ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはa)の受益面積要件を除く）。

- a) 防災受益面積が7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上、総事業費が800万円以上。
- b) 受益面積が2ha以上。

<農地等の洪水調節機能発揮の整備>

対策の対象農地面積が10ha以上で、次に掲げるもの。

- a) 対象農地の排水先にあたる排水施設整備。
- b) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道整備。
- c) 対象農地の関連整備。

<耐震性の向上のため池改修又は地震からの安全を確保に必要な管理施設の新設・改修>

次のいずれかに該当するもの。

- a) 大規模地震等の発生による決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修で、地震防災緊急事業五箇年計画に定められ又は予定があるもの。
- b) 要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかの地域で行う事業で、耐震化対策整備計画が策定されていること。

<洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合>

- a) 防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。

○事業内容①ため池総合整備工事のイ)一般整備型は次のとおり

<大規模>

次に該当するもの（ため池の廃止を除く）。

- a) （県営）受益面積が100ha（中山間地域は70ha）以上、総事業費8,000万円（中山間地域は3,000万円）以上。

- b) ため池の水質浄化に係るものは、条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が3,500万円以上。

<小規模>

次に該当するもの（ため池の廃止を除く）。

- a) 受益面積が2ha以上、総事業費が800万円以上（ただし、ため池加速化対策として実施する場合には、受益面積要件を除く）。
- b) ため池の水質浄化に係るものは、条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が3,500万円以上。

<ため池の廃止>

廃止するため池の貯水量合計が1,000m³以上、総事業費の合計が800万円以上。

○事業内容①ため池総合整備工事のり長寿命化型は次のとおり。

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ受益面積が2ha以上（ただし、ため池加速化対策として実施する場合には受益面積要件を除く）。

○事業内容②ため池群整備工事は次のとおり。

<大規模>

次に該当するもの。

- a) 防災重点農業用ため池を含むもの。
- b) 防災効果確保又は発揮するために一体的整備を必要とするもので、かつ実施後に同一の管理下にある、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。
 - ため池間の農業用水調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上。
 - ため池からの流出水量調整により、洪水調節機能が向上。
 - 決壊した場合の被害想定範囲が重複。
- c) ため池の受益面積の合計が80ha以上。
- d) ため池の防災受益面積の合計が200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上。
- e) 要領別紙3の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。

<小規模>

次に該当するもの。

- a) 防災重点農業用ため池を含むもの。
- b) 防災効果確保又は発揮するために一体的整備を必要とするもので、かつ実施後に同一の管理下にある、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。
 - ため池間の農業用水調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上。
 - ため池からの流出水量調整により、洪水調節機能が向上。
 - 決壊した場合の被害想定範囲が重複。
- c) ため池の受益面積の合計が10ha以上。
- d) ため池の防災受益面積の合計が20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上。
- e) 要領別紙3の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。

(3) 用排水施設等整備事業

事業の内容

① 湛水防除事業

- (ア) 立地条件の変化により湛水被害を生じるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修。
- (イ) 排水施設の一元管理を必要とする地域で、排水施設の防災体制強化、湛水被害の発生防止を目的とした排水管理に必要な施設の新設及び改修。
- (ウ) (ア)により整備された施設の耐用年数が経過した以後、機能低下により再び湛水被害を生じる恐れのある地域で行う当該施設の変更。

② 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う施設の整備及びこれに関連する整備。

③ 用排水施設整備事業

- (ア) 自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備。
- (イ) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する洪水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。
- (ウ) 風水害によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰若しくは水路等の整備又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置及びこれに関連する整備。
- (エ) 湖沼隣接農用地の外水保全のために行う堤防又は樋門の新設又は変更等。

④ 鉱毒対策事業

いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の申請又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土。

⑤ 実施計画策定等

実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等（事業内容②は県に限る。）

主な採択要件

○事業内容①湛水防除事業は次のとおり。

＜大規模＞

- a) ①の(ア)及び(ウ)は受益面積が400ha以上、総事業費5億円以上。
- b) ①の(イ)は受益面積が1,000ha以上。

＜小規模＞

- a) ①の(ア)及び(ウ)は受益面積が30ha以上（畑に係るものは20ha以上）、総事業費5,000万円以上。

- b) ①の(イ)は受益面積が100ha以上。
- 事業内容②地盤沈下対策事業は次のとおり。
- (ア) 地盤の沈下に起因して生じた機能低下率が概ね30%以上のもの。
- (イ) 大規模…受益面積が概ね400ha以上。
- (ウ) 小規模…受益面積が概ね20ha以上。
- 事業内容③用排水施設整備事業は次のとおり。
- (ア) 調査計画事業（安全度評価の調査等）において必要と認められたもの。
- (イ) 事業内容③(ア)及び(イ)について
- （県 営）【大規模】受益面積が400ha以上（中山間地域は200ha以上）、
総事業費8,000万円以上（中山間地域は3,000万円以上）
【小規模】受益面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）、
総事業費800万円以上
- （団体営）受益面積が200ha以上（中山間地域は100ha以上）
総事業費が8,000万円以上（中山間地域は3,000万円以上）
- (ウ) 事業内容③(ウ)及び(イ)について
- （県 営）湖岸堤防工事は防災受益面積が20ha以上
土砂崩壊防止工事は防災受益面積が5ha以上
- （団体営）【大規模】防災受益面積が200ha以上（土砂崩壊防止工事を除く）、
総事業費8,000万円以上
【小規模】防災受益面積が20ha以上（土砂崩壊防止工事を除く）、
総事業費800万円以上
- 事業内容④鉱毒対策事業は次のとおり。
- 人為的事由によって被害が発生している場合にあっては、下記に掲げるものを除く。
- (ア) 原因が公害防止事業費事業者負担法によって負担すべき事業者の事業活動によるもの。
- (イ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で指定された特定有害物質によるもの。
- (ウ) 休廃止鉱山鉱害防止工事等により山元対策が終わったもの。

(4) 農地保全整備事業

事業の内容

① 農地浸食防止工事

(ア) 急傾斜地帯等又は特殊土壌地帯における農用地の浸食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食、風害、潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備。

(イ) (ア)と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる施設の新設、改修等。

(ウ) 特殊土壌又は石れき等の排除。

② 特殊農地保全整備工事

①の(ア)、(イ)と受益面積が2/3以上重複するほ場整備、畑地かんがい、農地開発。

③ 農地機能保全対策工事

(ア) 泥炭土に起因する地盤沈下等により農作物等の生育が阻害もしくは農作業の効率が低下することを防止するため必要な農用地、農業用施設の機能回復等

(イ) (ア)と併せて行う耕作放棄地を有効活用して、国土保全機能の持続を図ることを目指した農地防災施設工、浸食防止畦畔の新設、廃止又は改修

④ 特殊自然災害対策工事

特殊な自然災害に起因する農地のかい廃又は農作物の生育阻害の防止に必要な土壌改良又は栽培管理用施設若しくは農地被覆施設の整備。

⑤ 実施計画策定等

事業に係る施設の諸条件等の調査等を行い、事業に必要な実施計画を策定。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等（一部工事は県に限る。排除工事は団体営に限る。）

主な採択要件

○事業内容①農地浸食防止工事は次のとおり。

【県 営】①の(ア)は受益面積が50ha以上（畑地帯は20ha以上）

①の(イ)は受益面積が5ha以上

【団体営】①の(ア)及び(ウ)は受益面積が10ha以上

○事業内容②特殊農地保全整備工事は次のとおり。

(ア) ほ場整備は受益面積が30ha以上(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものは20ha以上)

(イ) 畑地かんがいは受益面積が50ha以上(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うものは20ha以上)

(ウ) 農地開発は受益面積が20ha以上

○事業内容③農地機能保全対策工事は次のとおり。

受益面積が20ha以上

○事業内容④特殊自然災害対策工事は次のとおり。

(ア) 防災営農施設整備計画に定められていること。

(イ) 土壌改良は(ア)のほか、降灰による農地又は果樹等への影響について公共の研究機関等に認められたもの。

(ウ) 栽培管理用施設又は農地被覆施設の整備は総事業費が800万円以上。

(5) 地域防災機能増進事業

事業の内容

- ① 土地改良施設豪雨対策事業（土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修）
- ② 土地改良施設耐震対策事業（土地改良施設の耐震改修）
- ③ 農道防災対策工事（農道橋等の耐震対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備）
- ④ 実施計画策定等（実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定）

事業実施主体

県、市町村

主な採択要件

- 事業内容①土地改良施設豪雨対策事業は次のとおり。
 - (ア) 地域排水機能強化計画を策定。
 - (イ) 総事業費の合計が800万円以上、又は防災受益面積の合計が30ha以上（畑に係るものは20ha以上）。
- 事業内容②土地改良施設耐震対策事業は次のとおり。
 - (ア) 耐震化対策整備計画を策定。
 - (イ) <大規模> 防災受益面積が400ha以上。
<小規模> 総事業費が800万円以上、又は防災受益面積30ha以上。
- 事業内容③農道防災対策工事は次のとおり。
 - (ア) 耐震化対策を行うものは耐震化対策整備計画を策定。
 - (イ) <大規模> 防災受益面積が400ha以上。
<小規模> 総事業費が800万円以上、又は防災受益面積30ha以上。

(6) 農業用河川工作物等応急対策事業

事業の内容

- ① **農業用河川工作物応急対策事業**
農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備。
- ② **農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業**
農業用道路横断工作物の耐震補強整備。
- ③ **実施計画策定等**
実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等（事業内容①の大規模事業は県に限る。）

主な採択要件

○事業内容①農業用河川工作物応急対策事業は次のとおり。

<大規模事業>

事業費 1 億円以上

<小規模・中規模事業>

事業費800万円以上（原則団体営。ただし、次の条件を全て満たす場合は県営での実施もある。）

- ・対象施設の所在する河川が国土交通省直轄管理区間であること。
- ・防災受益面積が100ha以上。
- ・受益面積が50ha以上（撤去の場合は除く。）

○事業内容②農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業は次のとおり。

総事業費800万円以上

（７） 特定農業用管水路等特別対策事業

事業の内容

- ① 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去等及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更。
- ② ①の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更。
- ③ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）で行う当該石綿等の除去及び一体的に行う当該土地改良施設の変更。
- ④ ①～③までの事業実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

(ア) 県営事業の場合は受益面積20ha以上、団体営事業の場合は受益面積10ha以上。

(イ) 事業内容①、②においては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上。

(8) 水質保全対策事業

事業の内容

① 農業用排水施設整備

水質汚濁等による障害を除去するための施設の新設、廃止、変更と併せ行う客土、水質浄化施設整備、処理施設整備等。

② 水質保全施設整備

水質浄化施設整備、処理施設整備、環境保全施設整備等

③ 支援事業

湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握及び検証等への助成。

④ 水質保全施設改修工事

⑤ 実施計画策定

事業実施主体

- ・事業内容①、④、⑤：県、市町村、土地改良区等
- ・事業内容②、③：県、市町村

主な採択要件

○ 事業内容①②③は次の(ア)又は(イ)のとおり

(ア) 農業用水に関する水質の基準値に該当する地域で以下に合致するもの。

<大規模> 受益面積の合計が400ha以上であり、老朽化等の要件に該当。

<小規模> 受益面積の合計が10ha以上。

(イ) 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、県が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業で受益面積の合計が20ha以上。

○ 事業内容④は次のとおり

管理者により点検等が適切に管理されている施設であって、事業内容①②③の採択要件と同様の要件を満たすこと。

(9) 公害防除特別土地改良事業

事業の内容

- ① 事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなう恐れがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とした施設の新設又は改修、区画整理、客土、排土、混層耕又は反転耕等。
- ② 事業実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定。

事業実施主体

県、市町村

主な採択要件

- (ア) 県営事業は受益面積が20ha以上。
- (イ) 市町村営事業は受益面積が10ha以上。

(10) 地すべり対策事業

事業の内容

① 地すべり防止工事

地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事。

② ぼた山崩壊防止工事

ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事。

③ 関連事業

- ・ 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの。
- ・ ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの。
- ・ 農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの。

④ 地すべり防止施設長寿命化対策工事

地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。

⑤ 施設長寿命化計画策定

機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するものとする。

事業実施主体

- ・ 事業内容①、②、④、⑤：県
- ・ 事業内容③：市町村、土地改良区等

主な採択要件

- ① 地すべり防止工事：総事業費が7,000万円以上。
- ② ぼた山崩壊防止工事：総事業費が7,000万円以上。
- ③ 関連事業：地すべりによる被害の除去又は軽減が必要であると認められるもの。
- ④ 地すべり防止施設長寿命化対策工事：調査計画事業（施設長寿命化計画等）による施設長寿命化計画が策定されており、かつ総事業費が800万円以上。

(11) 防災重点農業用ため池緊急整備事業

事業の内容

① ため池総合整備工事

(ア) 地震・豪雨対策型

耐震性向上の防災重点農業用ため池改修又は地震からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修、豪雨による決壊防止、洪水調節機能の賦与・増進に必要なため池改修、附帯施設整備、併せ行うしゅんせつ、農地等の洪水調節機能発揮の整備。

(イ) 一般整備型

災害発生防止等が必要な防災重点農業用ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が農業生産及び周辺環境に悪影響を与えているため池の水質改善に必要な工事。

② ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的達成するために必要な施設整備。

③ 実施計画策定等

(ア) 劣化状況評価 (イ) 豪雨耐性評価 (ウ) 地震耐性評価 (エ) ため池緊急防災対策情報整備
(オ) 実施計画策定 (カ) ため池群調査計画策定 (キ) ハード整備の着手促進
(ク) 農業水利施設安全対策推進計画の策定

④ 監視・管理体制の強化

雨量計や水位計等の観測機器設置等

⑤ 緊急的な防災対策

防災機能確保に係る軽微な補修、洪水調整、緊急用排水ポンプ設置等

⑥ 安全施設の整備

転落等被害防止を図るための安全柵、注意喚起看板設置等の安全施設整備

事業実施主体

- ・ 事業内容①の(ア)及び(イ)(ため池の廃止)並びに②は県、市町村
- ・ 事業内容①の(イ)(ため池廃止を除く)、③の(ア)から(キ)及び④から⑥は県、市町村、改良区等
- ・ 事業内容③の(ク)は県

主な採択要件

○ 事業内容①ため池総合整備工事の(ア)地震・豪雨対策型は次のとおり。

<大規模>

防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。

- a) 防災受益面積が70ha以上かつ受益面積が40ha以上。
- b) 防災受益面積が7ha以上かつ受益面積がおおむね2ha以上で、想定被害額（農外）が3億円以上。

<小規模>

防災重点農業用ため池であって次に該当するもの（ただし、ため池加速化対策として実施する場合にはa)の受益面積要件を除く。）。

- a) 防災受益面積が7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上、総事業費が4,000万円以上。

b) 受益面積が2ha以上。

<農地等の洪水調節機能発揮の整備>

対策の対象農地面積が10ha以上で、次に掲げるもの。

a) 対象農地の排水先にあたる排水施設整備。

b) 対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道整備。

c) 対象農地の関連整備。

○ 事業内容①ため池総合整備工事の(イ)一般整備型は次のとおり。

<大規模>

次に該当するもの（ため池の廃止を除く）。

a) （県営）受益面積が100ha（中山間地域は70ha）以上、総事業費8,000万円（中山間地域は4,000万円）以上。

b) ため池の水質浄化に係るものは、条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が4,000万円以上。

<小規模>

次に該当するもの（ため池の廃止を除く）。

a) 受益面積が2ha以上、総事業費が4,000万円以上（ただし、ため池加速化対策として実施する場合には、受益面積要件を除く）。

b) ため池の水質浄化に係るものは、条件に該当する地域で行うものであって、総事業費が4,000万円以上。

<ため池の廃止>

廃止するため池の貯水量合計が1,000m³以上、総事業費の合計が4,000万円以上。

○ 事業内容②ため池群整備工事は次のとおり。

<大規模>

次に該当するもの。

a) 防災重点農業用ため池を含むもの。

b) 防災効果確保又は発揮するために一体的整備を必要とするもので、かつ実施後に同一の管理下にあり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。

- ・ため池間の農業用水調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上。
- ・ため池からの流出水量調整により、洪水調節機能が向上。
- ・決壊した場合の被害想定範囲が重複。

c) ため池の受益面積の合計が80ha以上。

d) ため池の防災受益面積の合計が200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上。

e) 要領別紙3の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。

<小規模>

次に該当するもの。

a) 防災重点農業用ため池を含むもの。

b) 防災効果確保又は発揮するために一体的整備を必要とするもので、かつ実施後に同一の管理下にあり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。

- ・ため池間の農業用水調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上。
- ・ため池からの流出水量調整により、洪水調節機能が向上。
- ・決壊した場合の被害想定範囲が重複。

c) ため池の受益面積の合計が10ha以上。

d) ため池の防災受益面積の合計が20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上。

e) 要領別紙3の農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。

- 事業内容③実施計画策定等～⑥安全施設の整備は次のとおり。
 - a) ③(㊦)、④、⑤は防災重点農業用ため池であって受益面積が概ね2ha以上。
 - b) ③(㊧)は要領別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
 - c) ⑥は上記安全対策実施方針に定めた施設で、かつ参考様式第1号の農業水利施設安全対策推進計画に位置付けられた施設であること、また、1地区あたりの事業費の合計が200万円以上となること。

(12) ため池洪水調節機能強化事業

事業の内容

① 洪水調節機能の賦与・増進

洪水調節機能の付与・増進のために必要なため池の改修及び附帯施設の整備。

② 低水位管理に必要な整備

ため池の低水位管理を行うために必要なため池の改修及び洪水吐きの切り欠き等の整備。

③ 洪水調節容量の活用に必要な整備

利水の用途を廃止するため池の洪水調節容量の活用に必要な改修及び附帯施設の整備。

④ 実施計画策定

事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定。

事業実施主体

- ・ 事業内容①、③：県又は市町村
- ・ 事業内容②、④：県又は市町村、土地改良区等

主な採択要件

- 共通要件
 - 次のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
 - (イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
 - (ウ) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。
- 事業内容②低水位管理に必要な整備については、事業実施後の低水位管理の方法について、ため池の維持管理を行う者と合意されていること。
- 事業内容③洪水調節容量の活用に必要な整備については次の基準を満たすこと。
 - a) 事業完了後の施設管理計画や財産移管等の取扱いについて、施設の予定管理者と合意されていること。
 - b) 本事業の対象は、廃止する農業用ため池のほか、従前に農業用水を貯留する施設として使用されていたものであり、かつ、他の用途に使用していないものを含む。
 - c) 事業費のうち国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村の費用を持って充当するよう努めるものとする。

(13) 湛水被害総合対策事業

事業の内容

- ① 農業生産基盤整備事業等（農業用排水施設整備は必須）
- ② 高付加価値農業施設移転等
湛水被害が生じている区域に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転及び附帯施設の整備
- ③ 実施計画策定等
 - (ア) 湛水被害総合対策計画策定
湛水解析や土地利用調整に必要な調査、当該地域の総合整備構想及び期待される効果等の検討並びに湛水被害総合対策計画の策定。
 - (イ) 実施計画策定
事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定。

事業実施主体

県

主な採択要件

- ① 過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - a) 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。
 - b) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
 - c) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。
- ② 事業内容①及び②に掲げる事業を実施する場合には、事業内容③(ア)に規定する湛水被害総合対策計画が策定されていること。
- ③ 事業内容①にあつては、受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上（中山間地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上）あるもの。
- ④ 事業内容②にあつては、①の事業と併せて一体的に実施するもの。

9.2.2 災害管理施設等整備

(1) 農業用施設等災害管理対策事業

事業の内容

- ① 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- ② 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
- ③ 農地の防災機能増進工事
- ④ 簡易な施設整備
- ⑤ 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の整備
- ⑥ 特認事業整備

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- 事業内容①～④は次のとおり。
 - (ア) 整備する土地改良施設の防災受益面積の合計が概ね10ha以上等。
 - (イ) 事業内容④は暫定的な整備の合理性、関係者への説明責任・同意、暫定整備の整備水準の明示、減災活動・体制の整備の実効性、整備計画の明示をすべて満たすこと。
- 事業内容⑤は次のいずれかを満たすもの。
 - (ア) 防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの。
 - (イ) 関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上（関連する土地改良施設がため池の場合は受益面積2ha以上）。

（２） 農村防災施設整備事業

事業の内容

- ① **農村防災施設整備**
緊急避難路整備、緊急避難施設整備、防火水槽整備、緊急避難施設の耐震化、情報基盤施設整備等
- ② **農業生産基盤整備**
農業用排水施設整備、区画整理、農用地造成、農道整備等
- ③ **農村生活維持施設整備**
農業集落道路整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備等
- ④ **実施計画策定等**
実施計画策定、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- 事業内容①は次のとおり。

災害防除対策推進地域等又は整備事業もしくは整備事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの、かつ調査計画事業—安全度評価において必要と認められたもの。
- 事業内容②は次のとおり。

甚大な災害発生地域であり、以下の条件を満たすこと

 - (ア) 農村防災施設整備事業（農業用排水施設整備）60ha以上
 - (イ) 農村防災施設整備事業（区画整理）60ha以上
 - (ウ) 農村防災施設整備事業（農用地造成）40ha以上
 - (エ) 農村防災施設整備事業（農道整備）50ha以上
 - (オ) 農村防災施設整備事業（農用地の改良又は保全）20ha以上

○事業内容③は次のとおり。

甚大な災害発生地域であり、整備事業（ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全事業、農村防災施設整備事業）のうち農業生産基盤整備と併せ行う事業。

（３） 農業水利施設危機管理対策事業

事業の内容

- ① 農業水利施設安全対策推進計画の策定
- ② 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設整備

事業実施主体

事業の内容の①は県、②は県又は団体

主な採択要件

- ① 県が農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
- ② 上記実施方針に定めた施設であり、かつ安全対策推進計画に位置付けられ、1地区あたりの事業費の合計が200万円以上。

9.2.3 体制整備事業

(1) ため池緊急防災環境整備事業

事業の内容

① 監視・管理体制の強化

災害発生の未然防止に必要な雨量計や水位計等観測機器の設置等。

② 緊急的な防災対策

ため池の防災機能確保に必要な、施設の軽微補修、洪水調整に係る水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプ設置等。

③ 地域防災上のリスク除去

ため池の統廃合及び代替水源の確保。

④ ハード整備の着手促進

ハード整備着に必要な、ため池敷地の所有者確定のための相続関係の調査、所有者確定のための申立てに必要な資料作成、用地境界確定のための測量等。

⑤ 実施計画策定

事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定。

事業実施主体

- ・ 事業内容の①、②、④（ため池の統廃合に係るものを除く）：県、市町村、土地改良区等
- ・ 事業内容の③、④（ため池の統廃合に係るものに限り）：県、市町村

主な採択要件

- 事業内容の①、②は次のとおり
 - (ア) 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で、受益面積が2ha以上。
- 事業内容の③は次のとおり
 - (ア) 防災重点ため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上のもの。
 - (イ) 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの。
- 事業内容の④は次のとおり
 - (ア) 事業内容③を実施するために行うものであっては、事業内容③の要件を満たすもの。
 - (イ) (ア)以外の場合には、事業内容①、②の要件を満たすもの。

(2) ため池群管理体制整備事業

事業の内容

整備事業（ため池群整備工事）と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

整備事業（ため池群整備工事）と併せ行うもの

10 土地改良施設突発事故復旧・防止事業

事業の内容

1 土地改良施設突発事故復旧事業

① 現地仮復旧

安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置。

② 機能回復を行う復旧工事

施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置。

③ 緊急応急工事

上記①②のうち、農産物の生産や農地、農道の交通に著しい支障を及ぼす等の理由により緊急に施行する必要があると認められる以下の応急工事。

- (ア) 農地を含む地域が浸水し、湛水面積30ha以上又は湛水量30万m³以上であって自然排水を待つときは、復旧工事の施行又は排水工事及び堤防切開工事。
- (イ) 土地改良施設に突発事故が生じ、次期出水等により、被災施設、隣接の一連施設又は背後農地等への被害防止のための増破防止工事又は仮締切工事。
- (ウ) 土地改良施設に突発事故が生じ、本復旧を待つときの、かんがい排水のための仮工事。
- (エ) 特に重要な農道又は橋梁に突発事故が生じ、復旧に長時間を要し、かつ、う回路がないために施行する仮道工事、仮棧道又は仮橋工事であって、農産物の生産等又は民生安定上緊急に施行しなければならないもの。

④ 類似被害防止工事

上記①から③により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置。

2 土地改良施設事故防止事業

自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、土地改良区連合

主な採択要件

- ① 復旧される土地改良施設の末端支配面積が20ha以上(中山間地域は10ha以上)。
- ② 事業費が1箇所当たり200万円以上。
- ③ 適切に保全管理されている土地改良施設として以下の要件に該当するもの。
 - (ア) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
 - (イ) 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。

1 1 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業

事業の内容

土地改良施設に係る P C B 廃棄物によるリスクの軽減を図るための対策（収集運搬、濃度分析調査、PCB含有塗膜の処理等に要する経費の助成）を実施し、環境被害等の未然防止と土地改良施設の適正な管理に資する。（事業実施期間は令和 8 年度まで）

事業実施主体

施設管理者（市町村、土地改良区等）

主な採択要件

- (ア) 管理する土地改良施設に P C B 廃棄物特別措置法第 2 条第 1 項に規定する P C B 廃棄物が存在すること。
- (イ) 施設管理者が管理する土地改良施設で、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。

1 2 土地改良施設維持管理適正化事業

1 2.1 整備補修事業

事業の内容

土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、定期的な整備補修を実施。

なお、地元負担金のうち3/10を5ヶ年間で分割して負担し、残りの1/10は事業実施時に負担する。ただし、水土里ビジョン位置付ける施設の整備補修については、財政融資資金の利息負担はあるものの、事業実施時の負担が不要になる。

事業実施主体

団体営規模以上の土地改良事業により造成された農業水利施設を管理する土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体

主な採択要件

- (ア) 管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた整備補修。
- (イ) 対象施設が団体営規模以上の事業により造成。
- (ウ) 1地区当たり事業費200万円以上。

その他（対象工事の例）

- (ア) 機能低下防止、機能回復のため、5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修。
- (イ) 災害防止その他保安上又は設備の性能の向上等により、管理の効率化と労力節減を図るために必要とされる施設本体の付帯設備の改善等。
- (ウ) 管理の効率化と労力節減を図るために必要となる施設の一部更新。

1 2.2 防災減災機能等強化事業

事業の内容

土地改良区等が管理する小規模施設において、農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー・再生エネルギー利用といった施設整備を実施。

事業実施主体

農業水利施設を管理する土地改良区、土地改良区連合、市町村、その他団体。

主な採択要件

- ① 管理指導事業又は機能保全計画において必要と認められた施設整備。
- ② 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備で、次のいずれかに該当。
 - (ア) 豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資する防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上
 - (イ) 用排水機場の施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資する、省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備
 - (ウ) 用排水機場、水門等の施設管理に係る労力の節減に資するICT導入
- ③ 1地区当り事業費100万円以上。

1 3 災害復旧事業

1 3.1 農地復旧事業

事業の内容

被災した農地（田・畑・わさび田）の復旧

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 1カ所あたり事業費40万円以上の農地復旧事業。
- (イ) 被害甚大な場合は補助率増高措置が講じられる。

1 3.2 農業用施設復旧事業

事業の内容

被災した水路、ため池、農道等の農業用施設の復旧

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 1カ所当たり事業費40万円以上の農業用施設（道路・水路・橋梁・ため池・頭首工等）の復旧事業。
- (イ) 被害甚大な場合は補助率増高措置が講じられる。

1 3.3 災害関連事業

1 3.3.1 農業用施設災害関連事業

事業の内容

災害復旧事業と併せ行う再度災害防止に係る残存施設等の補強。

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 工事費 200万円以上、かつ復旧工事費以内。
- (イ) 他の改良計画がなく、効果大のもの。

1 3.3.2 ため池災害関連特別対策事業

事業の内容

ため池又はため池上流域内の災害復旧事業と併せ行うため池整備。

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 工事費が1,500万円以上、かつ復旧工事費以内。
- (イ) 1,000m³以上かつ堤体の漏水、変形、余水吐の断面不足、取水施設のぜい弱化等が生じているもの。

1 3.3.3 災害関連農村生活環境施設復旧事業

事業の内容

災害復旧事業と併せ行う農村生活環境施設の復旧。

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 1箇所の工事費 200万円以上かつ受益戸数2戸以上。
- (イ) 維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの。

1 3.3.4 農地災害関連区画整備事業

事業の内容

災害復旧事業と併せ行う隣接農地を含めた一体的な区画整理。

事業実施主体

市町村等

主な採択要件

- (ア) 受益戸数2戸以上、かつ工事費 400万円以上。
- (イ) 復旧事業の被災面積・復旧工事費以内。
- (ウ) 他の改良計画がなく、事業効果大のもの。

1 4 日本型直接支払制度

1 4.1 中山間地域等直接支払交付金

事業の内容

平地と比べ農業生産性が落ちる中山間地域等において、平地との生産経費格差を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る。

事業実施主体

集落協定等

主な採択要件

(ア) 対象地域

- ① 特定農山村法、山村振興法、過疎地域発展支援特別措置法、棚田地域振興法に指定されている地域
- ② 知事が指定する農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域又は3法指定地域に地理的に接する農用地

(イ) 対象農用地

農用地区域内及び地域計画区域内に存する以下の農用地で構成される一団の農用地を対象

- ① 急傾斜地（田：1/20以上 畑、草地、採草放牧地：15度以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上 1/20未満 畑、草地、採草放牧地：8度以上15度未満）
- ③ 自然条件により小区画、不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ (ア)対象地域の②における急傾斜農用地および急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地

(ウ) 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行なう農業者等

(エ) 対象活動

① 集落協定

（i）農業生産活動を維持するための活動（8割交付要件）

- ・ 農業生産活動等（必須事項）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

（ii）体制整備のための前向きな活動（10割交付要件）

（iii）環境負荷低減のチェックシートの各取組の実施

② 個別協定

（i）農業生産活動を維持するための活動（8割交付要件）

（ii）農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項（10割交付要件）

（iii）環境負荷低減のチェックシートの各取組の実施

1 4.2 日本型直接支払推進交付金中山間地域等直接支払に係る推進事業

事業の内容

中山間地域等の適正かつ円滑な実施の促進に資するもの。

事業実施主体

県、市町村

主な採択要件

日本型直接支払推進交付金推進事業実施計画を作成

1 4.3 多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）

事業の内容

地域共同における農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全のための推進活動。

事業実施主体

広域活動組織又は活動組織

主な採択要件

- (ア) 対象農用地
 - ①農振農用地区域内の農用地
 - ②県基本方針において多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地
- (イ) 活動組織
農業者、農業者団体のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される活動組織又は広域活動組織のいずれかを設立していること。
- (ウ) 対象活動
 - ①事業計画（環境負荷低減のチェックシートを添付）及び活動計画に基づくものであって、県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすもの
 - ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動を実施し、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

1 4.4 多面的機能支払交付金（資源向上支払交付金）

事業の内容

地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等

事業実施主体

- ① 広域活動組織又は活動組織
- ② 令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金実施した農業者を組織する団体、または一定の条件を満たす農業者（令和7～11年度のみ。以下、「環直実施者」という。）

主な採択要件

(ア) 対象農用地

- ① 農振農用地区域内の農用地。
- ② 県基本方針において多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地。

(イ) 活動組織

- ① 共同活動：農業者及びその他の者で構成される活動組織又は広域活動組織。環直実施者。
- ② 施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化：農地維持支払交付金と同様の活動組織又は広域活動組織。

(ウ) 対象活動

事業計画（環境負荷低減のチェックシートを添付）及び活動計画に基づくものであって、県が策定する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件を満たすものであり、以下の活動。

- ① 施設の軽微な補修や農村環境保全活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動。
- ② 環境負荷低減の取組。
- ③ 施設の長寿命化のための活動。
- ④ 組織の広域化・体制強化。

1 4.5 日本型直接支払推進交付金多面的機能支払に係る推進事業

事業の内容

多面的機能支払交付金の適正かつ円滑な実施に資するもの

事業実施主体

鳥取県、市町村、推進組織

主な採択要件

日本型直接支払推進交付金推進事業実施計画を作成

1 4.6 環境保全型農業直接支払交付金

事業の内容

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う。

事業実施主体

農業者団体等

主な採択要件

- (ア) 対象農用地
農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地
- (イ) 活動組織
 - ①複数の農業者、又は複数の農業者及び地域の実情に応じた方々で構成される任意組織
 - ②単独の農業者（個人・法人）のうち、市町村が特に認める場合
- (ウ) 対象農業者の要件
 - ①主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
 - ②環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックすること。
 - ③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組むこと
- (エ) 対象活動
化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行う。
 - ①有機農業 ②堆肥の施用 ③緑肥の施用 ④総合防除 ⑤炭の投入

1 4.7 日本型直接支払推進交付金環境保全型農業直接支払に係る推進事業

事業の内容

環境保全型農業直接支払交付金の適正かつ円滑な実施の促進に資するもの

事業実施主体

鳥取県、市町村

主な採択要件

日本型直接支払推進交付金推進事業実施計画を作成

1 5 土地改良区機能強化支援事業

1 5.1 統合整備強化対策

事業の内容

2地区以上の土地改良区が、広域合併により、土地改良施設の適切な保全管理を行い、地域農業の持続的発展や公益的機能の保持に取り組む場合に、合併に必要な経費を支援。

事業実施主体

土地改良区

主な採択要件

- (ア) 合併後の地区面積が300ha以上となること。
※水土里ビジョンに位置付けられる合併については不要
- (イ) 合併後の役員定数が一定の基準以下となること。

1 5.2 水土里ビジョン策定推進対策

事業の内容

土地改良区が地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定に必要な経費を支援。（上限300万円）

事業実施主体

土地改良区

1 6 農村整備事業

1 6.1 農道・集落道整備事業

事業の内容

1) 強靱化型

既設農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更及び撤去を行う。

- (ア) 個別施設計画が策定されていること
- (イ) 受益面積50ha以上（中山間地域等は30ha以上）
- (ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員が4m以上
- (I) 災害対策基本法に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路

に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

- (オ) 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの
- (カ) 施設の再編・集約を行うもの
- (キ) 総事業費が3,000万円以上（工、オに該当するものは800万円以上）

2) 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

- (ア) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること
- (イ) 総事業費が3,000万円以上

3) 調査計画策定

農道・集落道の諸条件の調査、施設整備に必要な事業計画の策定等

- (ア) 1) 又は 2) で定める採択要件を満たす施設を対象としていること

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

1 6.2 営農飲雑用水施設整備事業

事業の内容

1) 強靱化型

既設の営農飲雑用水施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備及び撤去を行う。

- (ア) 末端受益が2戸以上
- (イ) 給水戸数が50戸以上
- (ウ) 土砂災害警戒区域内にあるもの
- (エ) 給水区域内に防災拠点等に基づく地域防災計画に位置づけられた施設となりうる公共施設等が存在するもの
- (オ) 施設の再編・集約を行うもの

2) 高度化型

農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備を行う。

- (ア) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること
- (イ) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するもの

3) 調査計画策定

営農飲雑用水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定。

- (ア) 1) 又は 2) で定める採択要件を満たす施設を対象としていること

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

1 6.3 地域資源利活用施設整備事業

事業の内容

- 1) 既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化
- 2) 地域資源利活用施設の整備
- 3) 地域資源利活用施設の諸条件の調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- (ア) 停電時の自立運転機能を付与するものであること
- (イ) 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること
- (ウ) 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること
- (エ) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること※2)の太陽光発電施設のみ
- (オ) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること※2)の太陽光発電施設のみ

1 6.4 集落防災安全施設整備事業

事業の内容

- 1) 既設の農業集落防災安全施設の機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策又は撤去
- 2) 集落防災安全施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

主な採択要件

- (ア) 既設の農業集落防災安全施設を対象とすること
- (イ) 災害が発生した場合に、家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある施設であること

1 6.5 計画策定事業

事業の内容

1) 施設計画策定事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針の策定を行う。

(ア) 事業費が200万円以上

2) 機能保全計画策定事業

農村インフラ施設の機能保全計画の策定を行う。

(ア) (1)～(4)までにおいて定める採択要件（事業費に関するものを除く。）を満たす施設を対象としていること。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

1 7 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

1 7.1 計画策定支援事業

事業の内容

1) 一般型

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援。衛星通信等の先進的技術の適応可能性や情報通信環境整備を通じた土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組を支援。

- ① 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査
- ② 専門家の派遣、ワークショップ
- ③ 機器の試験設置、試行調査（電波伝搬の調査）
- ④ 整備計画の策定※必須

主な採択要件

(ア) 県が実施主体の場合、振興推進計画及び事業実施計画（環境負荷低減のチェックシートを添付）を策定

(イ) 県以外が事業実施主体の場合、事業計画等（環境負荷低減のチェックシートを添付）を策定

※民間団体が交付事業者の場合は、国において事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を受けた後に実施手続きに入る。

2) 先進的情報通信環境整備型

光ファイバや地上設置型の無線基地局等の情報通信施設の整備に多大な費用や労力を必要とする中山間地域等を対象。

- ① 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査
- ② 専門家の派遣、ワークショップ
- ③ 適応可能性の検討
- ④ 整備計画の策定※任意

主な採択要件

(ア)県が実施主体の場合、振興推進計画及び事業実施計画（環境負荷低減のチェックシートを添付）を策定

(イ)県以外が事業実施主体の場合、事業計画等（環境負荷低減のチェックシートを添付）を策定

※民間団体が交付事業者の場合は、国において事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を受けた後に実施手続きに入る。

3) 土地改良区運営基盤強化型

土地改良区が情報通信施設を整備し、員外も含めた施設利用を検討する地区を対象。

- ① 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査
- ② 専門家の派遣、ワークショップ
- ③ 機器の試験設置、試行調査（電波伝搬の調査）
- ④ 運用手法の検討
- ⑤ 整備計画の策定※任意

主な採択要件

(ア)事業計画等（環境負荷低減のチェックシートを添付）を策定

※民間団体が交付事業者の場合は、国において事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を受けた後に実施手続きに入る。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

※3)の土地改良区運営基盤強化型は土地改良区のみが事業実施主体となれる

1 7.2 施設整備事業

事業の内容

- 1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び付帯設備の整備を支援。
- 2) 1)の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための付帯整備の整備を支援。
- 3) 農機の自動操舵等に必要となるRTK-GNSS基地局の整備を支援。

主な採択要件

(ア)農山漁村振興推進計画が策定されていること

(イ)事業費800万円以上

(ウ)農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあたっては、管理対象となる農業用用水施設の受益面積が概ね20ha以上。

(I)スマート農業のための情報通信施設整備にあたっては農業者2者以上。

事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

県単独事業

1 しっかり守る農林基盤交付金

交付金の内容

市町村が実施する県内の農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置を支援する。

事業実施主体

市町村

主な採択要件

- (ア) 原則受益戸数2戸以上。1戸でも実施可能なのは次の①～③の者が受益者となる場合
 - ①担い手農業者又は認定農業者
 - ②新規就農者
 - ③①、②を除き市町村が特に認める意欲的な農業者（災害復旧を行い、営農を続けるものを含む）
- (イ) 国の補助事業要件を満たしていないこと
- (ウ) 市町村が負担を持つこと
- (I) 災害復旧交付額は、最大24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上の豪雨、地震、最大15m/s以上の暴風、その他異常な天然現象として認められるもの（地すべり、豪雪、雷等）により被災した、小規模な農地・農業用施設、林道の復旧工事

その他（交付金の対象）

- (ア) 農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業
- (イ) 林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業
- (ウ) 放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業を実施する場合であって、次のすべての要件を満たす場合
 - ①農業用施設（旧農業用施設含む）であること
 - ②当該施設が人命、人家、公共施設、農地、農業用施設等に被害を及ぼす恐れがあること
- (I) 国庫補助災害及び農地等小災害復旧事業債の適用にならない小規模な災害復旧

2 ため池防災減災対策推進事業

事業の内容

ため池に係る社会的状況の変化等に対し、ハード・ソフトの両面から、防災減災対策の実施を支援する。

事業実施主体

- (ア) ため池防災・減災システム整備、旧農業用ため池廃止、ため池附帯整備、ため池浚渫
市町村、土地改良区、集落
- (イ) ため池整備推進交付金
事業申請人

主な採択要件

- (ア) 国庫補助事業の採択基準に満たないものであること
- (イ) 受益戸数が2以上であること（旧農業用ため池廃止は除く）
- (ウ) 原則として単年度で完了するものであること。
- (エ) ため池整備推進交付金については、事業実施に係る受益者分担金を対象に、事業申請時又は変更時の申請者数で除した額が10万円を超えるものであること。

3 ため池監視システム導入推進事業

事業の内容

農業用ため池における異常気象時の遠隔監視による安全確保及び避難体制強化を図るため、I C Tを活用した監視装置導入を推進する。

(ア) ため池監視装置設置（令和4年度～令和8年度）

防災重点農業用ため池を対象に、監視カメラ・水位計等の監視装置を設置する。（国庫補助事業を活用。）

(イ) 監視装置使用に係る通信料等への支援

監視装置使用に係る通信料、システム利用料、メンテナンス費用等のランニングコストについて支援を行う。

事業実施主体

(ア) ため池監視装置設置

県

(イ) 監視装置使用に係る通信料等への支援

市町

主な採択要件

(ア)ため池監視装置設置

- ①防災重点農業用ため池（廃止予定除く）であり、ハザードマップが作成済又は作成される見込みがあること。
- ②設置について地元同意が得られていること。
- ③設置後、施設を市町に譲与することについて了承が得られていること。
- ④設置後の運用にあたり、ランニングコストの一部を市町が負担するものであること。

(イ)監視装置使用に係る通信料等への支援

- ①防災重点農業用ため池（廃止予定除く）に係るものであること。
- ②該当ため池に係るハザードマップが作成されていること、又は作成される見込みがあること。
- ③監視データ（カメラ画像、水位データ等）の情報が誰でも閲覧出来るものであること。
- ④設置後の運用にあたり、ランニングコストの一部を市町が負担するものであること。

融資制度

～ 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金のご案内 ～

1 資金の目的

(1) 農業基盤整備資金

「農業基盤整備資金」は、用排水路の改良、ほ場整備、農道整備など生産基盤を整備して農業生産力の増大及び生産性の向上を図るための資金です。また、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活基盤の改善に必要な資金も対象となります。

(2) 担い手育成農地集積資金

「担い手育成農地集積資金」は、将来の農業生産を担う効率的、安定的な農業を営む者等への農用地の集積が一定割合以上増加すること等を条件に実施される経営体育成基盤整備事業等に対し、無利子の資金を融資するもので、農業基盤性資金と一体として融資することを目的とした資金です。

どちらの資金も、農業生産力の増大、生産性の向上を図るための生産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに係る費用に対して長期・低利又は無利子で融資を行う、株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）の制度資金です。

2 資金の対象事業

(1) 農業基盤整備資金

農地、牧野の新設、改良、造成及び復旧（詳細は次ページ表を参照）

(2) 担い手育成農地集積資金

農地、牧野の新設、改良及び造成（経営体育成促進事業として採択されたものに限る）

農業基盤整備資金の対象となる事業内容

資金の使途	事業内容
かんがい排水	頭首工（井堰）、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。）の新設・改良
ほ場整備	区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（朶木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠（地下穿孔機牽引する方法）等の新設
客土	搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	農道（単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	空中ケーブルの新設・改良、軌条（モノラック）の新設・改良
畦畔整備	コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕）、田（わさび田等を含む。）の造成
農地保全	シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業（水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など） ※次頁参照
農村環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する農業集落道、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とします。
集落環境基盤施設	農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良
飲雑用水施設	土地改良事業関係補助金交付要綱、農地開発事業補助金交付要綱、農村振興対策事業費補助金等交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の下に行う末端支派線の工事にかかるもの。
牧野の造成、改良、保全	草地の造成、改良等の事業で障害物除去、起土整地、土壌改良資材の投入、用排水施設の整備など。
牧野の保全・利用上必要な施設	牧道、隔障物、電気導入施設、家畜保護飼養施設（畜舎、看視舎）、飼料施設（サイロ、乾草舎）、草地管理利用機械施設等の新設・取得・改良

（注）調査設計費も融資の対象となります。

施設名	融資対象
揚（排）水機場	揚水機、電動機の分解補修、電気系統の補修（制御装置含む）、除塵装置の舗装、補修、通信通報用施設の補修、流木処理施設の新設、増設、更新、その他補修工事
ダム、頭首工、水門	門扉、開閉装置の補修塗装、しゅんせつ、門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換、電気系統の補修（制御装置含む）、観測通信用施設の補修、除塵装置の塗装、補修、防塵、ネットの補修、エプロン、水叩き部、護岸の補修、防塵ネットの新設、増設、更新、フェンスの新設、増設、更新、その他補強工事
ため池	取水ゲート土砂ゲート開閉装置等の塗装、補修、堤体の補修、堆積土砂のしゅんせつ、電気系統の補修、観測通信用施設の補修、防塵ネットの新設、増設、補修、操作室の建屋、フェンス等の補修、その他補強工事
用排水路	護岸床張分水工落差工等の塗装、補修、1路線の一部の改修、しゅんせつ、管水路の破損部分の交換、補修、ジョイント部分の補修、その他の補強工事
畑かん施設	揚水機、空気圧縮機、撒水施設等の機器類の補修、電気系統の補修、送水管給水栓電動弁の補修、更新
農道	敷砂利、橋梁の塗装
施設管理施設	基礎建屋フェンス等の補修、フェンスの新設、増設、更新、観測機器、自動制御機器類の取得、更新、無線電話等通信施設及び警報施設の新設、増設、更新
土地改良区事務所	全体（維持管理事業を行っている土地改良区に限る）
車両船舶	取得、更新（維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る）
器具等費	取得、更新（維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る）
調査費	外注費〔水利権更新に伴う調査事業、維持管理計画書土地改良施設台帳（農道台帳）の変更のための調査事業〕

（注１）毎年、恒常的に支出される点検整備費や事務人件費は融資対象とはなりません。

（注２）施設の補強工事電気系統の補修等の維持管理事業に必要不可欠な工事に要する経費が融資対象となります。

（注３）維持管理事業を適正に実施するための前提となる事業であって、維持管理事業と一体と見なせるものは融資対象

（参考）維持管理事業の主な融資対象範囲

3 借入者の資格

- (1) 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限ります。）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者
- (2) 5割法人・団体（農業を営む者又は①の法人がその構成員又はその資本金などの過半を占めるか、又は過半の出資等をしている法人・団体）
- (3) 農業振興法人（農業を営む者、農業を営む者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか、又は過半の出資等を行っている法人で、農業の振興を目的とする法人）
- (注1) 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び連絡道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限ります。
- (注2) 団体への貸付けは、構成員の全員又は一部の連帯債務として融資します。
- (注3) 設立認可を申請中の土地改良区又は事業計画変更等の認可を申請中の土地改良区からの借入申込みについては、前者については土地改良法第10条第1項、後者については同法第48条第1項の認可を、借用証書を差入れていただく際にそれぞれ確認します。

4 貸付条件

(1) 農業基盤整備資金

利率 (令和7年5月19日時点)			償還期限 (措置期間を含む)	据置期間	貸付限度額
一般補助事業	県営	1.95%	25年以内	10年以内	地元負担額
	団体営	1.80%			
非補助事業	一般	1.80%			
	利子軽減	1.80%			
災害復旧事業	0.95～1.80%				

※最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご参照ください。

(注1) 非補助事業の区分は次ページのとおり。ただし、非補助の利子軽減は金利情勢の変化等をかながみ、平成8年9月20日より当分の間中止しています。

(注2) 災害復旧事業の利率は融資期間により異なります。

(2) 担い手育成農地集積資金

農地、牧野の新設、改良及び造成（経営体育成促進事業として採択されたものに限る。）

利率 (令和7年5月19日時点)	償還期限 (措置期間を含む)	据置期間	貸付限度額
無利子	25年以内	10年以内	次のいずれか低い額 ① 当該年度の貸付対象事業費の10% ② 当該年度に負担する額の5/6

※最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご参照ください。

非補助事業の区分

事業種類	利子軽減		一般非補助
	選定事業	認定事業	
かんがい排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
畑地かんがい	団体営畑かん関連及びそれ以外の地域で受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
ほ場整備	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
暗渠排水	受益面積 20ha 未満	20ha 以上の国県営直接関連	20ha 以上の国県営非関連
客土	受益面積 20ha 未満	20ha 以上。ただし、離島、補助事業の分割採択残を除く。	20ha 以上の左記 ただし書き該当
農道	受益面積 20ha 未満又は延長 1,000m 未満(平均傾斜度 15 度以上は 14ha 未満又は 500m 未満)	20ha 以上かつ 1,000m 以上(平均傾斜度 15 度以上は 14ha 以上かつ 500m 以上)ただし、平均傾斜度 30 度以上、離島、補助事業の分割採択残を除く。	左記ただし書該当
索道(軌道等運搬施設を含む。)	受益面積 20ha 未満又は延長 500m 未満	—	20ha 以上かつ 500m 以上
農地造成	受益面積 10ha 未満(優良牧草導入は面積制限なし)	—	10ha 以上
維持管理	土地改良施設の維持管理	市街化区域内の軽微な改修等の維持管理	—
防災・農地保全	面積制限なし	—	—
農業集落排水施設	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるものであって、補助事業によって造成された施設に直接接続する施設に係る事業	国の補助事業を補完し、かつ、当該事業と一体として事業効果が確保されると認められるもの。ただし、選定事業に該当するものを除く。	—
埋立,干拓,干拓関連,床締,心土耕,石れき除去,酸性きょう正,飲雑用水	—	—	面積制限なし
畦畔整備	—	—	コンクリート又は石積等の畦畔
牧野の造成、改良	受益面積 10ha(開拓附帯地、河川敷 5ha) 未満	—	10ha(5ha)以上
牧野利用施設整備	牧野の改良・造成と併せて行う隔障物、牧舎等	—	障害物、牧舎等の単独実施の場合

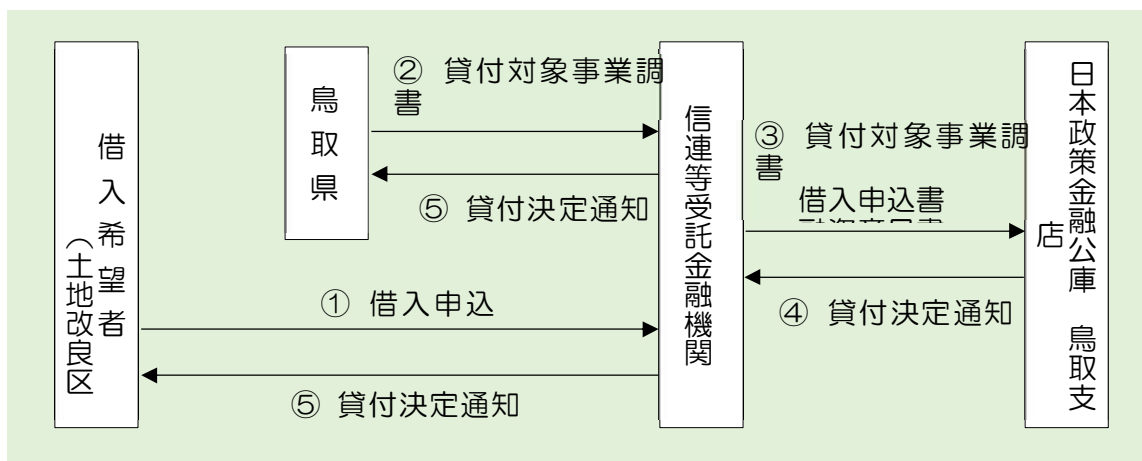
(注 1) 選定事業とは、都道府県知事の選定を、認定事業とは地方農政局長の認定を要するものをいいます。

(注 2) 石れき除去、飲雑用水施設(特定の補助事業に関連する末端支派線分)、調査設計等は一般非補助のみの対象となります。

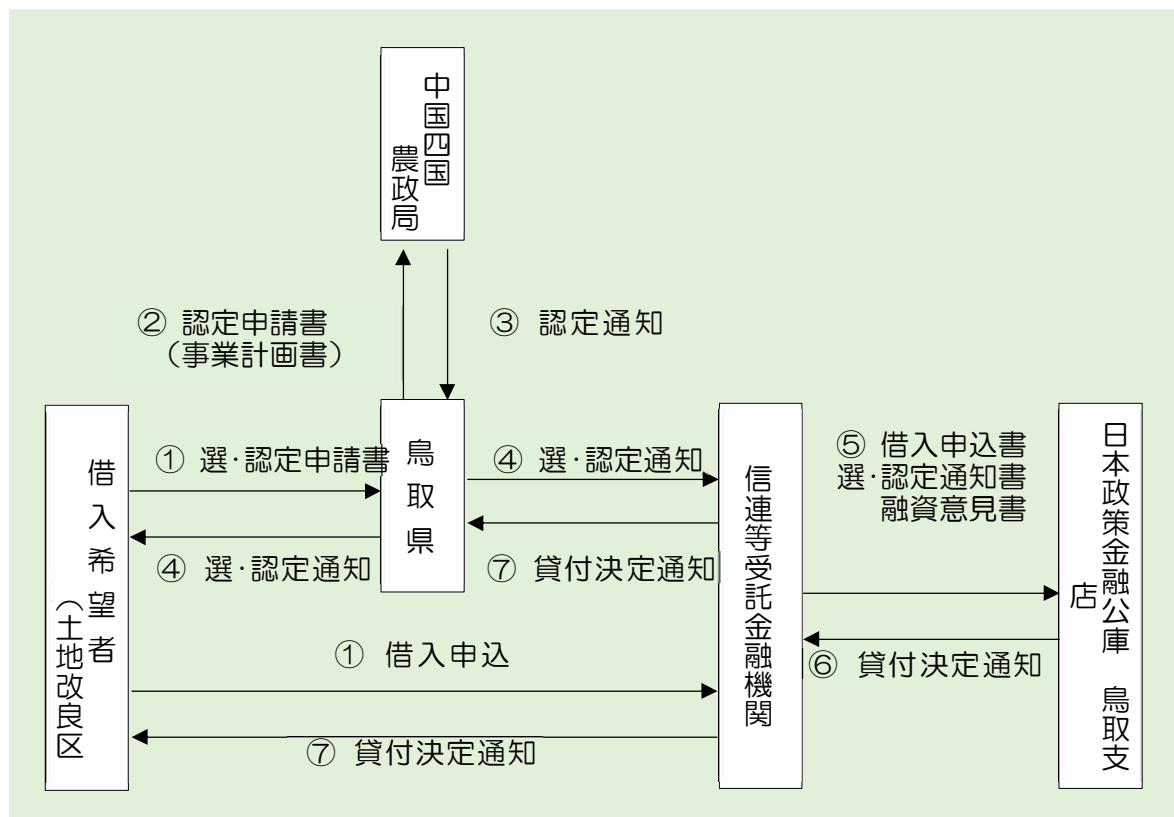
5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

貸付方法は、県営事業の場合には公庫から直接に、団体営事業の場合には原則として信農連など受託金融機関を通して融資する（委託貸付）こととなりますが、委託貸付の場合を例にとれば次のような流れとなります。

（１）補助事業の場合（委託貸付の場合）



（２）非補助事業の場合（委託貸付の場合）



6 留意事項

（１）貸付対象事業費

- ① 行政庁の認めた事業費があるときはこれを基準とします。
- ② 補助事業には、補助事業と一体となった計画であってこれと切り離すことができない補助対象外の事業費を含めることもできます。
- ③ 貸付対象事業費に含めることができる雑費（工事雑貨又は事務雑貨）は、工事費（設計費を含みます。）の3.5%に相当する額を基準とします。

（２）都市計画法に基づく市街化区域を含む土地改良事業の取扱い

受益地の全部又は一部が市街化区域に属する土地改良事業は、原則として次の事業に限り貸付けの対象とします。

- ① 災害復旧事業
- ② 農用地防災事業
- ③ 維持管理事業（非補助土地改良事業助成措置要綱に定めるもの）
- ④ ③以外の事業で、国が認めた補助事業
- ⑤ 生産緑地法に基づく生産緑地地区にあっては、深耕、簡易な排水施設、暗渠排水、土壌改良であって、当面営農を継続するのに必要な限度を超えない事業

（３）担い手育成農地集積資金の取扱い

① 要件未達成の場合の措置

農業競争力強化基盤整備事業等の完了時に、担い手への農地集積増加率が概ね20%を超えなかったなどの場合は、借入者はこう行為調整金（農業基盤整備資金と同利率で計算）を支払うことになります。

② 償還金の払込期日

担い手育成農地集積資金を借り入れる場合には、同時に借り入れる農業基盤整備資金も含めて、3月及び4月に払込期日を設けないでください。

③ 資金の払出し

資金は、担い手育成農地集積資金と農業基盤整備資金を同時に払い出します。なお、融資額の一部を払い戻す場合は、貸付額の割合に応じて按分し、それぞれの資金を同時に払い出します。

7 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

- ① 借入申込書（様式 C1）
- ② 借入申込書別紙（土地改良区の場合は様式 C1-21、それ以外の場合は様式 C1-22）
（注）資金の使い途が農業集落排水施設の場合は別に様式がありますので、信農連などの受託金融機関か高校視点到直接お問い合わせください。
- ③ 事業費支払予定表（様式 C1-5）（非補助事業の場合）

(2) 添付書類

- ① 収支予算書、借入議決書、総（代）会の議事録
- ② 最近会計年度の収支決算書、財産目録、事業報告書
- ③ 貸付対象事業調書、選認定通知書（選認定事業の場合）
- ④ 計画一般図（適宜の地図を用い当該事業に係る受益と主要な事業施行箇所を既施行、今回施行、将来施行に適宜色分けして表示したもの）
- ⑤ 定款、その他規定類（総合農協は提供不要です。）

このほか、県営事業の場合で土地改良法第 91 条に基づいて市町村経由で分担金を納入する場合は、当該市町村の分担金徴収条例が必要です。

また、市町村営事業の場合は賦課金徴収条例が、共同施行の場合は事業施行及び資金借入れに関する同意書が必要です（土地改良法第 95 条に基づく事業の場合は提出不要です）。

8 問い合わせ先

(1) 鳥取県

担当部署		電話番号
本庁農林水産部農業振興局農地・水保全課		0857(26)7319
	管理・地籍担当	0857(26)7321
	企画・保全支援担当	0857(26)7336
	水資源・防災担当	0857(26)7338
	農村整備室	0857(26)7324
東部地区農林水産部東部農林事務所地域整備課		0857(20)3569
	管理担当	0857(20)3521
中部地区中部総合事務所農林局地域整備課		0858(23)3167
	管理担当	0858(23)3169
西部地区西部総合事務所農林局地域整備課		0859(31)9661
	管理担当	0859(31)9668

(2) 鳥取県土地改良事業団体連合会

担当部署	電話番号
本部事務局	0857(38)9500
鳥取事務所	0857(38)9700
倉吉事務所	0858(47)0055
米子事務所	0859(32)9710

(3) 関係機関

担当部署	電話番号
日本政策金融公庫 鳥取支店(農林水産事業)	0857(20)2151
中国四国農政局 農村計画部土地改良管理課	086(224)4511

鳥取県の3法指定地域等の現況

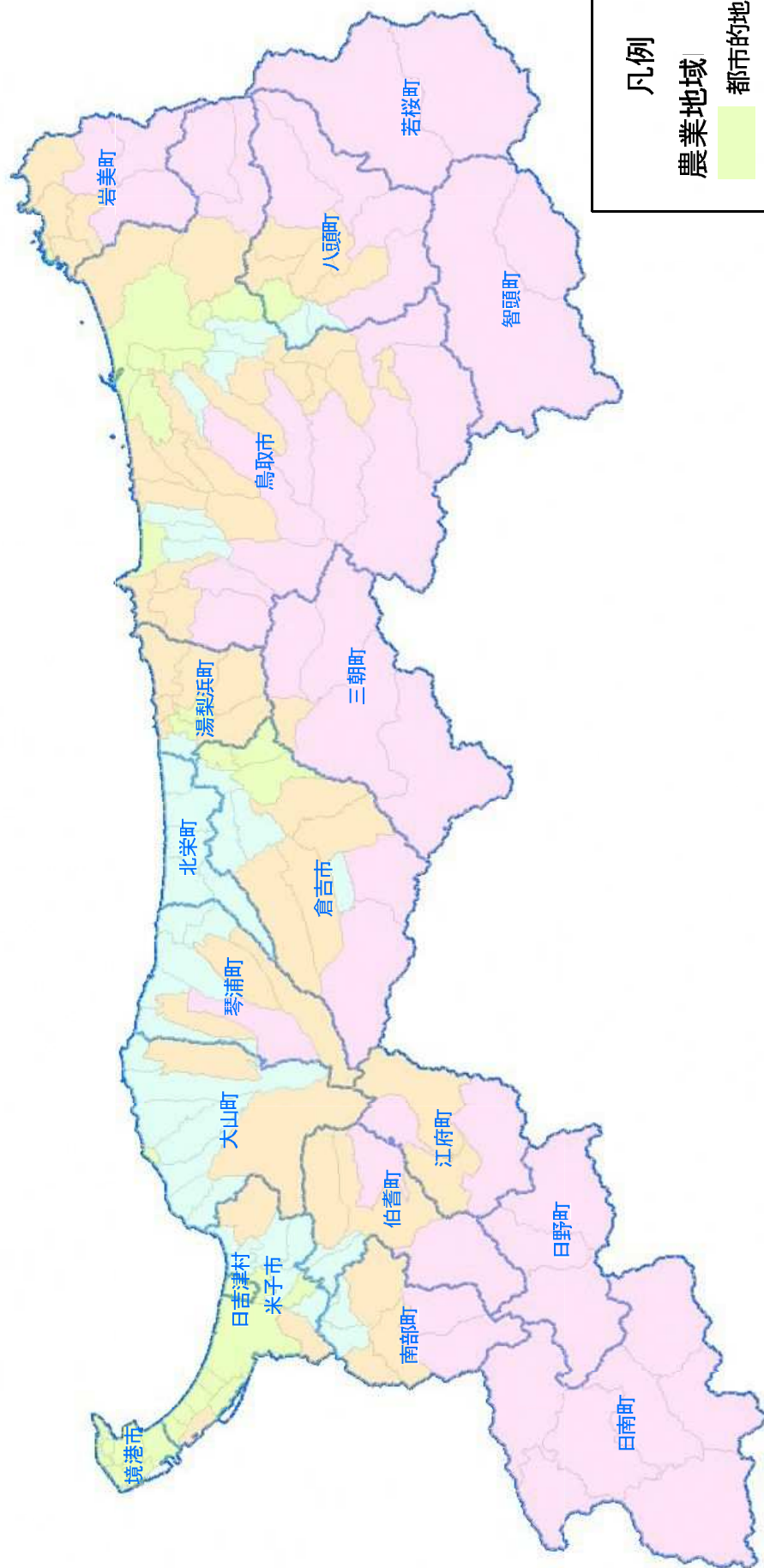
(令和7年4月1日現在)
中山間・地域振興課

市町村名	地域振興 3 法				辺地地域 (R7.3.31 時点)	
	過疎地域	振興山村		特定農山村		
			区域(旧町村)名			区域(旧町村)名
鳥取市	旧福部村の区域 旧河原町の区域 旧用瀬町の区域 旧佐治村の区域 旧青谷町の区域	○	(旧鳥取市) 柳井村、東郷村、 明治村 (旧国府町) 成器村、大茅村 (旧河原町) 西郷村 (旧川郷町) 大村、礼村 旧佐治村の区域 (旧鹿野町) 小鷲河村 (旧青谷町) 日置村、勝部村	○	(旧鳥取市) 柳井村、東郷 村、明治村 旧国府町の区域 旧河原町の区域 旧川郷町の区域 旧佐治村の区域 旧鹿野町の区域 旧青谷町の区域	(旧鳥取市) 高路、河内、岩坪 (旧国府町) 橋本、上地 (旧河原町) 神馬、北村 (旧佐治村) 津無、奥佐治 (旧鹿野町) 河内 (旧青谷町) 紺見
倉吉市	旧関金町の区域	○	(旧関金町) 矢送村、山守村	○	(旧倉吉市) 上井町 旧関金町の区域	(旧倉吉市) 高城西部、高城南部、 長谷・幸谷 (旧関金町) 山守西部、明高・福原 外邑
岩美町	●	○	東村、蒲生村、小田村	●		
若桜町	●	●		●		吉川、つく米、大野、小船
智頭町	●	●		●		芦津、駒鼻、新田
八頭町	●	○	(旧郡家町) 上萩村 (旧船岡町) 大伊村 (旧八束町) 丹比村、八束村	●		(旧郡家町) 落岩・姫路・明辺、 福地、野町、麻生・山志谷 (旧船岡町) 大江、見橋・志了部、 西谷、下野
三朝町	●	○	三徳村、小鹿村、旭村、竹田村	●		小鹿、高勢、竹田
湯梨浜町	旧泊村の区域 旧東郷町の区域			○	(旧求合町) 橋計村、日置村 旧東郷町の区域	
琴浦町	●	○	(旧東伯町) 上郷村、古布庄村 (旧赤碓町) 以西村	○	(旧東伯町) 上郷村、古布 庄村 (旧赤碓町) 以西村	(旧東伯町) 野井倉・三本杉、大成、 別宮・井滝、古長・矢下、宮場・ 八反田 (旧赤碓町) 山田、大父、宮木・大熊
北栄町	旧大栄町の区域					
大山町	●	○	(旧大山町) 大山村			(旧大山町) 一の谷・大谷・下橋原、 香取、稲原、赤松・明間・中橋原、 豊原、 大山 (旧名和町) 新高田、上大山、郷溝、 神田・渡道 (旧中山町) 栗田井、退休寺・高橋、 二本松・大川尾
岡部町		○	(旧西伯町) 上長田村、東長田村 (旧会見町) 賀野村	○	旧西伯町の区域	(旧西伯町) 下中谷・美谷、大蔵・あ ご牛、大河内・笹畑・大木屋、 八金、東上 (旧会見町) 朝金、野村
伯耆町	旧溝口町の区域	○	(旧溝口町) 二部村	○	旧溝口町の区域	(旧溝口町) 日光
三回町	●	●		●		阿比縁、大宮、福栄、上萩山、 上野上奥、石見
三好町	●	●		●		奥渡
江府町	●	○	日光村、米沢村、神奈川村	●		御机・下坂区、吉原・大河原
15市町	20 地域	14	36 地域	14	19 地域	73 地域

(注) 丸印のうち、●：市町村(旧町村)全域指定 ○：市町村一部指定(旧村指定)



農業地域類型区分

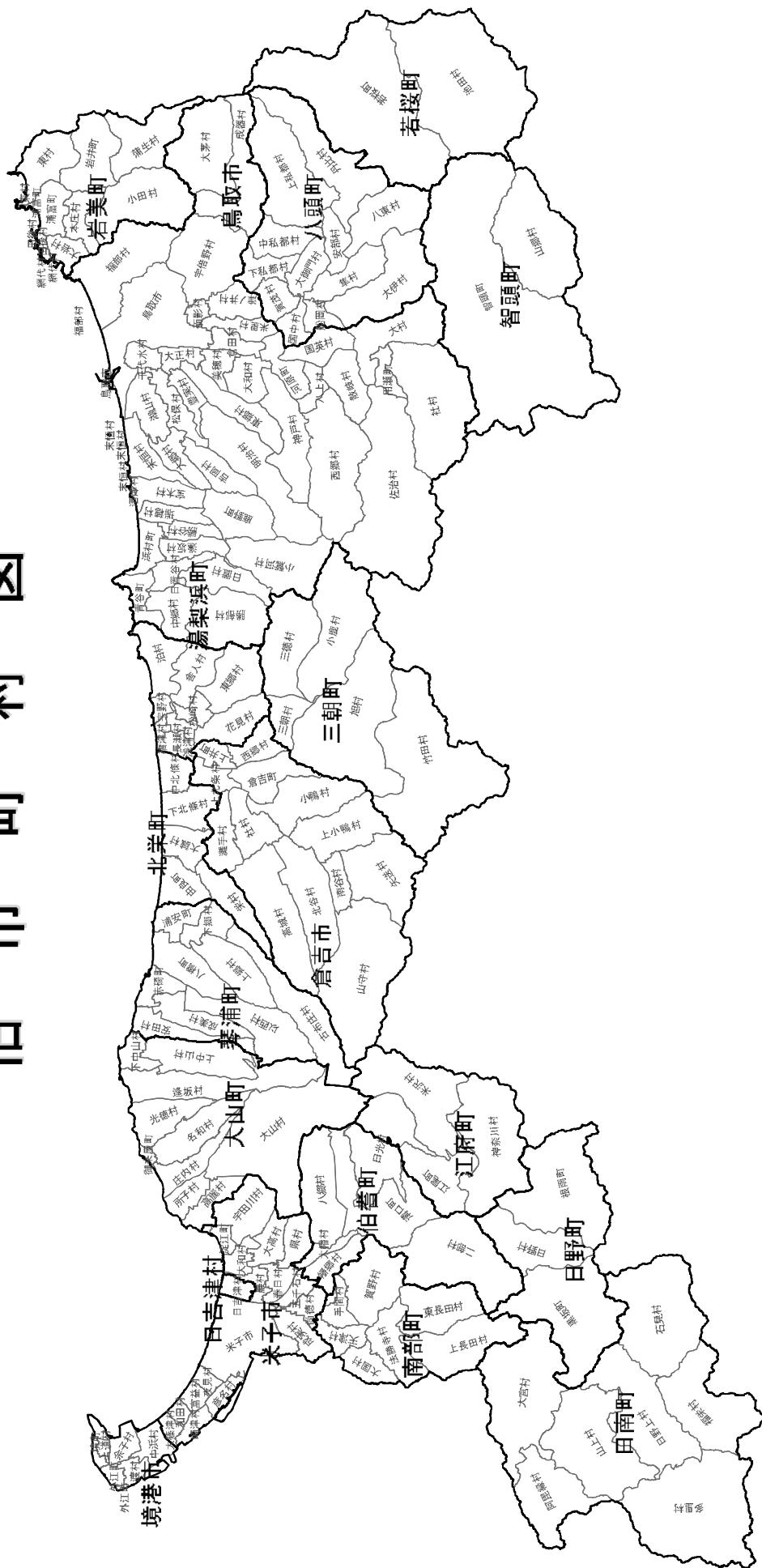


凡例

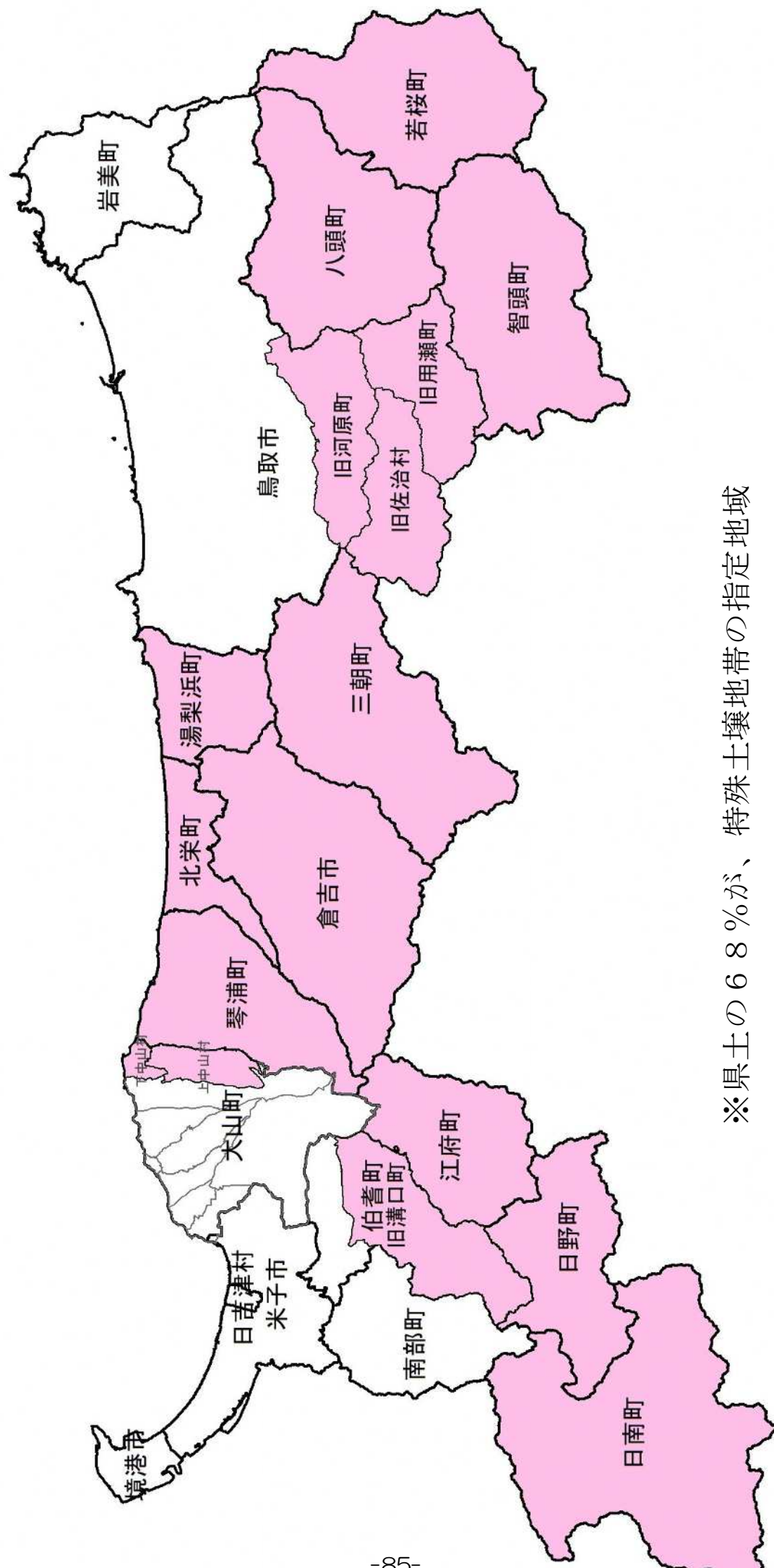
農業地域

- 都市的地域
- 平地農業地域
- 中間農業地域
- 山地農業地域

0 5 10 20 km



鳥取県における特殊土壌地帯指定地域（花崗岩風化土）



※県土の68%が、特殊土壌地帯の指定地域